

静岡市消防局組織改革基本計画
～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

令和6年8月

静岡市消防局

はじめに

静岡市消防局では、令和2年7月5日静岡市吉田消防署管内で発生した倉庫火災において、各出動部隊は、災害状況に応じた消防活動を行っていたが、事故当時の活動環境下において予見することが困難な急激な燃焼拡大現象により、消防職員3名及び警察官1名が殉職するという耐え難い事故が発生した。

当局では、この事故を受け、「二度と殉職者を出さない」という不退転たる決意のもと再発防止策に取り組む最中、令和4年8月13日静岡市葵消防署管内で発生した中高層建物火災において、火点検索のために屋内進入した消防隊員1名が殉職する事故が発生し、全職員に大きな心理的影響を与えることとなった。

また、令和4年度には、訓練中における三連はしごからの落下事故、職員の道路交通法違反による逮捕及び失職事案、非現住建造物等放火による逮捕事案等の不祥事が発生した。

これらの事故や不祥事等は、地域住民の消防行政に対する社会的信頼を大きく失墜させるものとなった。

吉田町川尻倉庫火災事故後、当局は「安全を支える3つの柱」として①予防（事前対策の徹底）、②管理（災害対応力の強化）、③教育（人材育成の推進）を掲げ、安全管理指針としてきましたが、さらに、職員個々の安全に対する①意識を高め、②知識を深め、③技術を磨く、「安全を支える3つの視点」を加え、全ての職員が高い危機管理意識を持ち、自らの命と仲間を守り、危険を予測し、危機事象に的確に対応できる職員を育て、組織として安全教育体制の再構築を図ることで、地域住民から信頼される組織となっていかなければなりません。

そのため、吉田町川尻倉庫火災事故再発防止策報告書及び静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会報告書による事故の再発防止の推進を第1編に、令和6年2月の葵消防署管内建物火災事故行政的検証報告書において提示された組織風土に係る課題に対する改善策を第2編として取りまとめ、これらの具体的な施策を実施することにより組織改革・組織体制の再構築に全力を挙げ、職員一丸となり取り組んでまいります。

令和6年8月

静岡市消防局長 池田 悦章

目 次

第1編 事故の再発防止の推進～吉田町川尻倉庫火災事故再発防止策報告書及び静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会報告書～

第1章 再発防止検討委員会概要

I 吉田町川尻倉庫火災事故に係る再発防止検討委員会

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 構成委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 構成委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 再発防止策の検討

- 1 緊急的対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 警防活動要領の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 指揮体制の強化（消防隊等災害出動計画の見直し）・・・・・・ 6
 - (3) 即時配信体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 警防活動の統一（eラーニングの活用）・・・・・・・・・・・・ 7
 - (5) 火災活動時のワンポイントアドバイスの配信・・・・・・・・・・ 8
 - (6) 消防活動効果確認訓練の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 段階的対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 警防活動技術の統一化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 救難活動態勢の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 指揮隊の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 警防体制強化に向けた検討体制の構築・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 新職員育成カリキュラムの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (6) 安全管理力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (7) 中隊・大隊訓練体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (8) 隊員の識別化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 事故調査委員会の提言に伴う再発防止策の具体化

1	安全を最優先する組織風土の構築	14
2	屋内進入及び退出に係る要領の整備と退出に伴うリスク低減行動の教育	15
3	屋内進入中の意思伝達方法の取り決めと周知	16
4	隊員間での任務についての相互確認と意思統一の徹底	17
5	安全確保のための装備類の取扱いに関する要領の整備と周知	17
6	安全確保のための資機材使用の意義と重要性に関する再教育	18
7	区画火災の性状に関する知識の強化	18
8	指揮活動の見直し	19

第4章 行政的検証結果を踏まえた今後の取組

1	安全管理に係る課題に対する再発防止に必要な事項	21
2	規範の実効性に係る課題に対する再発防止に必要な事項	22
3	指揮体制に係る課題に対する再発防止に必要な事項	24
4	組織風土に係る課題に対する再発防止に必要な事項	25

資 料

1	静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止策個票	27
2	消防組織体制の再構築	42
3	安全管理指針	43

第2編 組織風土の改善

1	安全を最優先する組織風土の構築（再掲）	44
2	組織風土に係る課題に対する再発防止に必要な事項（再掲）	45
3	組織風土の改善に向けて	46

資 料

1	組織風土改善策個票	47
---	-----------	----

第 1 編 事故の再発防止の推進

～吉田町川尻倉庫火災事故再発防止策報告書及び

静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会報告書～

第1章 再発防止検討委員会概要

I 吉田町川尻倉庫火災事故に係る再発防止検討委員会

1 目的

令和2年7月5日に吉田町川尻地先で発生した倉庫火災における職員の死傷事故の要因を検証し、今後の災害現場活動に資する検討を行うために、令和2年7月16日吉田町川尻倉庫火災に係る再発防止検討委員会設置要綱第1条の規定に基づき、「吉田町川尻倉庫火災事故に係る再発防止検討委員会」を設置した。

2 構成委員

(1) 委員長

警防部長

(2) 副委員長

予防担当部長、救急担当部長、消防局参与

(3) 委員

ア 消防局

消防総務課長、財産管理課長、予防課長、査察課長、警防課長、安全対策課長、救急課長、指令課長、航空担当課長

イ 消防署

葵消防署副署長、駿河消防署副署長、千代田消防署副署長、清水消防署副署長、港北消防署副署長、日本平消防署副署長、島田消防署副署長、吉田消防署副署長、牧之原消防署副署長

3 開催状況

(1) 第1回 令和2年7月20日開催 於：消防局庁舎4階大会議室

- ・再発防止検討委員会の設置について
- ・吉田消防署火災検討会報告について

(2) 第2回 令和2年8月20日開催 於：消防局庁舎4階大会議室

- ・事故調査委員会の設置について
- ・事故概要説明
- ・再発防止対策の検討について（課題等の抽出）

- (3) 第3回 令和2年9月15日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・事故調査委員会への報告について
 - ・再発防止対策の検討について（課題等の分類及び対策の検討）
- (4) 第4回 令和2年11月24日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・事故調査委員会の結果及び次回報告について
 - ・再発防止対策の検討について（課題等の個票化）
- (5) 第5回 令和3年1月8日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・事故調査委員会の結果及び次回報告について
 - ・再発防止対策の検討について（個票内容の精査）
- (6) 第6回 令和3年3月15日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・事故調査委員会の結果及び次回報告について
 - ・再発防止対策の検討について（個票内容の精査）
- (7) 第7回 令和3年5月21日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・事故調査委員会の結果について
 - ・再発防止対策の検討について（個票内容の精査）
- (8) 第8回 令和3年8月19日開催 於：リモート会議
 - ・事故調査委員会の報告について
 - ・再発防止対策の検討について（提言内容の反映）
- (9) 第9回 令和3年10月8日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・再発防止対策の検討について（報告書のまとめ）
 - ・今後の再発防止検討委員会について
- (10) 第10回 令和4年7月6日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
 - ・再発防止検討委員会設置要綱の改正について
 - ・再発防止策報告書の機構改正に伴う修正について
 - ・再発防止策経過報告について

II 静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会

1 目的

令和4年8月13日に静岡市葵消防署管内の建物で発生した火災に伴う事故の原因を検証し、今後の災害現場活動に資する検討を行うことを目的とし、静岡市消防局内に静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会（以下「再発防止検討委員会」と

いう。)を設置した。

2 構成委員

(1) 委員長

警防部長

(2) 副委員長

予防担当部長、救急担当部長、消防局参与（消防担当、警防担当）

(3) 委員

ア 消防局

消防総務課長、財産管理課長、査察課長、警防課長、安全対策課長、
指令課長

イ 消防署

葵消防署副署長、駿河消防署副署長、千代田消防署副署長、
清水消防署副署長、港北消防署副署長、日本平消防署副署長、
島田消防署副署長、吉田消防署副署長、牧之原消防署副署長

3 開催状況

(1) 第1回 令和4年9月9日開催 於：消防局庁舎4階大会議室

- ・再発防止検討委員会の概要説明
- ・事故調査委員会の概要説明
- ・葵消防署で開催された警防活動検討会の報告
- ・当時の活動状況の共有
- ・再発防止策の検討方法についての議論

(2) 第2回 令和4年10月6日開催 於：消防局庁舎4階大会議室

- ・火災調査の概要説明
- ・活動の分析・検証
- ・再発防止策の検討

(3) 第3回 令和4年11月17日開催 於：消防局庁舎4階大会議室

- ・事故調査委員会の分析事項の共有
- ・火災シミュレーションの説明
- ・再発防止策の検討

- (4) 第4回 令和5年1月18日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
- ・事故調査委員会の経過報告
 - ・再発防止策の検討
- (5) 第5回 令和5年3月14日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
- ・事故調査委員会の経過報告
 - ・再発防止策の検討
- (6) 第6回 令和5年7月6日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
- ・事故調査委員会の経過報告
 - ・再発防止策の検討
- (7) 第7回 令和5年8月4日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
- ・再発防止策のまとめ（事故調査委員会からの再発防止に関する提言の反映）
 - ・今後の再発防止検討委員会について
- (8) 第8回 令和5年10月6日開催 於：消防局庁舎4階大会議室
- ・再発防止策個票のまとめ
 - ・職員への再発防止策の周知について
- (9) 第9回 令和6年3月22日開催（書面会議）
- ・静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止検討委員会報告書の決議

第2章 再発防止策の検討

当局は、事故を受け、直ちに安全管理体制の分析・検証を行った。まずは、火災活動における屋内進入時の徹底事項として、令和4年9月22日付04静消警警第1788号警防部長通知により、命綱を設定する現場活動を明確に示し、全職員に再徹底を図った。

また、局内に設置した再発防止検討委員会では、各種活動基準と当時の活動を照らし合わせ、分析・検証することで抽出した課題を施策ごとに分類及び整理し、それぞれの対策内容を検討した。

さらに、「静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会」（以下「事故調査委員会」という。）で分析・検証されている内容等を共有し、最終的に各種再発防止策を設定する目的に相違が無いよう、再発防止検討委員会で検討を続けてきた。

これにより、当局は、再発防止検討委員会で検討した対策のうち、緊急的に実施することが効果的な対策については直ちに着手し、その他の対策については実施に向け議論を深め、段階的に着手している。

1 緊急的対策

（1）警防活動要領の見直し

ア 対策

本事故を受け、課題が明らかになった警防活動要領の見直しを行い、令和5年3月31日付で「火災活動要領」として改正した。

イ 経緯

今回の活動で屋内進入した部隊ごと、進入体制、進入隊員数、確保ロープの設定、退路の確保方法、退出方法、進入管理に相違が見られた。

警防活動要領は、あらゆる火災現場の状況に対応するため、現場ごと柔軟性を求められ、具体的に示すことが適さない場合もあるが、安全を最優先し、安全を確保するために遵守すべき事項に関して具体的に示す必要がある。そのため、警防活動要領を見直し、濃煙内への進入時における進入管理者の配置及び任務、屋内進入要領（中隊編成、携行資機材、隊形、進入前の措置等）、合図、退出要領等の遵守すべき項目を明確化することにより、安全を最優先する統一した活動を実施するための規範としたものである。

取組施策

【個票１－１】警防活動要領の見直し

(2) 指揮体制の強化（消防隊等災害出動計画の見直し）

ア 対策

中高層建物火災及び市街地において延焼危険が高い指定地域における火災出動時に、第１出動から指揮隊の増隊を図り、先着指揮隊の支援にあたらせた。

当該施策は「消防隊等災害出動計画」を改正し、消防総合情報システムに反映する必要があることから、令和５年３月31日付04静消警警第3486号警防部長通知により、暫定的に運用を開始した。

イ 経緯

先着指揮隊が、現場到着時に関係者からの火点情報を基に現場指揮本部で図面等を活用した分析が行われていないことや、火点室が明確になった重要情報を得たあと、直ちに活動方針の変更が行われておらず、指揮隊の初動時における情報の収集・分析や重要情報を踏まえた活動方針の変更等に時間を要した。このため、中高層建物火災及び市街地において延焼危険が高い指定地域にあつては、多数の部隊管理をはじめ、膨大な情報管理など、指揮隊の任務過多による指揮統制への影響を考慮し、安全で効果的な指揮活動を初動から実施する体制を整備したものである。

取組施策

【個票２－２】指揮体制の強化（消防隊等災害出動計画の見直し）

(3) 即時配信体制の構築

ア 対策

局内で負傷事故の発生、または発生するおそれのある事象を、全所属へ直ちに情報共有する体制を構築するため、令和５年４月18日付05静消警安第152号安全対策課長通知により、「警防活動リスクアラート」として運用することの周知期間を経て、令和５年５月１日から運用を開始した。

イ 経緯

今回の活動において、屋内進入の際にロープ等を設定しないことやホースを活用した退出方法に対し、隊員相互に安全管理面からの指摘や助言がなされなかつ

た。このことから、危機管理や安全管理に対して、安全を最優先する隊員の意識付けや組織風土を構築する必要がある。現在当局では、事故等の発生時、「ヒヤリハット事故事例」の報告により局内で周知しているものの、該当所属が対策を整えてから発出することから時間を要し、かつ、対策も該当所属だけが意識している状況で、類似事故等の抑制にはつながっていない。

このような当局の現状を踏まえて、発生した事故等の事実情報を早期に局内で共有し、組織全体で事故を防止する風土を醸成する必要がある。そのため、負傷事故の発生、または発生するおそれのある事象があった時に、即報的に全所属へ周知し、その要因や対策を当事者のみではなく職員一人ひとりが考え、各所属内で話し合うことにより、類似事故の防止や個々の危険予知能力の向上を図り、全職員で事故を未然に防ぐ体制を構築したものである。

取組施策

【個票２－３】即時配信体制の構築

（４）警防活動の統一（eラーニングの活用）

ア 対策

全職員が規範や火災戦術等の学習を行う環境を整備するため、令和５年６月から、eラーニングを活用した教育を開始した。まずは、規範の教育として、「火災活動要領」に関しては、令和５年６月、９月、１２月の計３回、「指揮活動指針」に関しては、７月、１０月の計２回、規範のポイント等を示したeラーニングによる研修を実施し、研修後のアンケート集約により今後も内容を精査しながら、来年度以降も計画的に実施していく。

イ 経緯

先着指揮隊は、出火建物１階開口部前に現場指揮本部を設置し、活動部隊を指揮していたが、現場指揮本部の設置位置については、「指揮活動指針」で火点の２方面が視認できる位置に現場指揮本部を設置することが望ましいとしている。

また、関係者からの情報収集については、「関係者を早急に確保」「必ず相手の氏名、年齢、職業を聴取しメモ」「指揮車等に集め、職員を常駐させる」と規定している。警防活動を実施するうえで基本となる「警防活動基準」、「指揮活動指針」等の規範や火災戦術等の理解は各職員に委ねられている状況であることから、まずは、職員一人ひとりが規範や火災戦術等を習得できるよう、eラーニングを活用

した教育環境を整備し、警防活動基準等の周知や火災戦術の共通認識を図ったものである。

取組施策

【個票 3 - 3】警防活動の統一(eラーニングの活用)

(5) 火災活動時のワンポイントアドバイスの配信

ア 対策

当局や他都市での事例等を中心に、火災現場における着眼点等を整理した資料を、令和 5 年 1 月から週 1 回程度、「安全管理通信」として安全対策課から全職員に対し、配信している。

イ 経緯

火災活動時の危険要因を把握することが事故防止につながるが、危険要因であると認識する度合いには個人差がある。そこで、火災現場に潜む危険要因や確認すべきポイント等を示した資料を全職員に配信し、危険要因に対する共通認識、危険要因の早期把握及び建物構造の知識等を習得させることで、安全管理意識の向上を図ったものである。

取組施策

【個票 3 - 4】火災活動時のワンポイントアドバイスの配信

(6) 消防活動効果確認訓練の見直し

ア 対策

規範に準じた活動を習熟するために、消防活動効果確認訓練を見直した。内容を検討したうえで、令和 5 年 5 月 15 日付で消防活動効果確認訓練の実施について発出し、各消防署において「火災活動要領」に準じた活動による消防活動効果確認訓練を実施している。

イ 経緯

安全を最優先として改正した「火災活動要領」に示す活動を、現場の活動隊員が統一した知識の中で活動できるようにするため、既に実施している消防活動効果確認訓練（訓練実施項目を指定し、その活動における迅速性や確実性を確認する訓練）を、「火災活動要領」に則した、安全を最優先した活動を習熟することや隊員間の連携が強化されるような訓練項目に見直したものである。

取組施策

【個票４－１】消防活動効果確認訓練の見直し

２ 段階的対策

（１）警防活動技術の統一化

ア 対策

「火災活動要領」に即した活動となる訓練方法等を掲載した「消防訓練マニュアル」を作成する。「火災活動要領」に即した活動を、各訓練項目に分類し、画像等を踏まえ、要点や指導ポイントを示していく。

イ 経緯

本事故において、ロープ又は信号器付投光器を携行しなかったことや、退出の際に残置したホースを活用する退出方法は、隊独自の判断で行った。また、これらの方法についての手順は明確に定められていない。このため、改正された「火災活動要領」に則した訓練を統一的に実施するよう、訓練方法や指導ポイントを示した「消防訓練マニュアル」を作成し、訓練を通じて、屋内進入などのリスクを伴う活動において、隊員間で安全を最優先した共通の意識や技術及び手法を身に付け、組織的に統一した活動につなげる必要がある。

取組施策

【個票１－２】警防活動技術の統一化

（２）救難活動態勢の構築

ア 対策

隊員の危機回避の活動要領や組織としての救難態勢の活動要領をマニュアル化する。

イ 経緯

本事故においては、隊員が単独行動となり行方不明になっていること及び行方不明となった隊員を直ぐに見つけ出せなかった。今後、安全を最優先した規範に基づき、教育訓練等を通じて、安全文化の醸成を図っていくが、隊員が万が一活動中に危機的状況に陥った際、重大事故に陥らないよう、危機回避の活動要領をマニュアル化し、教育訓練で習得させる必要がある。さらに、部隊等による救出

が必要な場面において、組織として迅速に活動できるよう、救難態勢の活動要領を併せてマニュアル化し、教育訓練により習得させるものである。これは、有事の際の手法であり、危機回避を踏まえた進入・退避態勢を執ることではないことを大前提とし、全職員に周知徹底していく必要がある。

取組施策

【個票 1－3】火災現場における救難活動態勢の構築

（３）指揮隊の強化

ア 対策

指揮体制の強化に向け、指揮隊間で指揮活動や訓練及び教育の情報共有や、規範による統一された手順を定期的に確認し合い、コミュニケーションや指揮活動能力の向上等を図るため、「指揮隊運用調整会議」として運用方法を明確化し、令和 5 年 11 月 8 日付 05 静消警安第 1365 号警防部長通知により定期的に開催している。さらに、指揮隊研修の内容を見直し、今年度の当該研修から、小隊長を含めたシミュレーション訓練を取り入れ、実務的な研修に見直した。

イ 経緯

指揮隊による災害の実態把握や現場隊員への活動方針の伝達が必ずしも十分かつ適切になされなかった可能性があることから、1 緊急的対策（２）指揮体制の強化と併せ、指揮隊員の指揮能力等の向上を図る必要がある。そのため、全署の指揮隊員による会議を開催し、訓練及び教育の情報共有や現場の課題等を議論するとともに、統一した手順を定期的に確認することに加え、既に実施されている指揮隊研修において、情報収集及び整理分析による活動方針や活動指示を的確に部隊間で共有できる指揮能力の向上につなげる必要がある。

取組施策

【個票 2－1】指揮隊の強化

（４）警防体制強化に向けた検討体制の構築

ア 対策

消防戦術や消防資機材等を組織的に分析・検討する体制を構築し、併せて、警防体制の強化に係る組織体制や部隊配備等、検討から意思決定までの明確なスキームを確立する。そのため、静岡市消防局及び消防署処務規程で定める「部幹部

会議」で警防体制の強化に関する組織的な議題を分析・検討し、その効果等を総合的に判断し、結果を「署長会議」で協議した後、「局会議」で意思決定することを、令和5年12月7日付05静消警安第1484号局長通知により明確にした。

イ 経緯

駿河特別高度救助隊は、進入方法、区画の形成、退出方法等、当局として手順を明確に定めていない手法を用い活動を行った。今後、消火戦術等は、隊又は個人の独自の判断で取り入れることなく、組織的に検証したのちにマニュアル化や教育訓練を通じて取り入れていく必要がある。併せて、当局の警防活動中における重大事故に伴う警防体制の強化に係る組織体制や部隊配備等の施策は、中長期的な検討を経て、意思決定する必要がある。これらを組織として検討、判断する体制を構築するものである。

取組施策

【個票2－4】警防体制強化に向けた検討体制の構築

(5) 新職員育成カリキュラムの整備

ア 対策

当局の現場活動に即対応できるよう、消防学校初任科教育を修了した職員（以下「新職員」という。）に対し、静岡市消防局の警防活動基準に準じた活動を習得させるため、今年度の新職員が消防学校初任科教育を修了する前から、育成のためのカリキュラムを検討・整備し、令和5年10月に2週間の日程で集合研修を実施した。研修後にはアンケートを集約し、来年度以降の当該研修に活かしていくものとする。

イ 経緯

新職員は、消防学校で基本を学んでいるものの、当局管内の特性や手法を習得していないため、これらの教育が急務であるが、当局の小隊長等が行う教育技法と消防学校の教育技法に相違がある場合、現場で困惑することや、小隊長等の指導者が把握していない戦術等を新職員が理解及び行動することにより、統一された警防活動が行われない恐れがある。そのため、新職員に対し、静岡市消防局の警防活動基準に準じた活動を習得させることを目的に、研修内容等を統一したカリキュラムを整備し、手技手法の逸脱がなく、当局の警防活動に沿った安定した教育を行う必要がある。

取組施策

【個票３－１】「新職員育成カリキュラム」の整備

（６）安全管理力の向上

ア 対策

安全で効率的な活動を実現するため、航空業界で開発されたCRM（クルー・リソース・マネジメント）によるコミュニケーションの概念を教育により組織的に取り入れる。

当該施策は、まずはCRMの内容を理解する必要があったことから、人間工学の専門家による研修会を令和５年11月に開催し、所属長をはじめ、現場で責任者となる職員を中心に研修を行った。今後は、この考え方を組織に反映していくため、具体的な研修や施策を整備していく。

イ 経緯

今回の活動において、確保ロープがない状態での進入やホースを残置する退出方法等の消防戦術について、隊員相互で指摘することなどの確認行動がなかったが、これまで、隊員間の意思伝達や疑問点等の確認は、当然のことながら各自で行われているだろうと考えられており、具現化していなかった。これらに対し、隊員相互に躊躇なく指摘・助言し合えるように、組織を挙げて取り組む必要があり、小隊間等で任務の内容や意図についての認識が同一となるよう、CRMによるコミュニケーションの概念を取り入れ、教育による相互コミュニケーション能力の向上につなげる必要がある。

取組施策

【個票３－２】安全管理力の向上

（７）中隊・大隊訓練体制の構築

ア 対策

現場活動を効率的に行うため、指揮隊と活動隊の連携や活動隊間の連携を定期的に確認できるよう、中隊・大隊訓練を計画的に実施できる訓練体制を構築する。

イ 経緯

大規模な建物火災等においては、多数の部隊が活動を行い、それを指揮隊が適正に部隊を管理し、統制された指揮命令系統により災害を収束させることが必要

である。これまでは、中隊・大隊訓練を計画的に実施できる訓練体制が構築されておらず、指揮隊が現場活動を想定した多数の部隊を統率する訓練機会が乏しかった。そのため、現場活動を想定した多数の部隊で実施する訓練環境を整えるため、通常の災害対応の体制を維持しつつ、訓練時の部隊配備や移動計画を構築し、管轄を跨いだ中隊・大隊訓練を計画的に実施することにより、中隊運用や大隊運用の強化、指揮本部と活動隊の連携強化、指揮支援訓練による部隊運用や情報管理能力の向上を図る。

取組施策

【個票 4－2】中隊・大隊訓練体制の構築

（８）隊員の識別化等

ア 対策

複数の部隊が混在する災害現場において、大隊長や前進指揮者等の明確化を図り、統制が取れた活動環境を整える。

当該施策は、【個票 2－4】警防体制強化に向けた検討体制の構築による部幹部会議での議題の一つとして取り上げ、識別化の目的や効果を検討し、より効果的な施策となるよう進めている。

イ 経緯

現在、大隊長の防火ヘルメットは白色で、隊員の銀色の防火ヘルメットと識別化をしている。しかし、白色と銀色は同化しやすく、より効果的な識別を行う必要がある。また、指揮隊の前進指揮者の装備は、消防隊の隊員と同じ装備であることから、現場で視認し難いといった実状もある。そのため、災害現場において活動する隊員の装備による識別を図り、効率的な指揮命令の伝達、指揮分担の明確化における活動の統制を図る。併せて、屋内進入時の安全確保のため、装備品のベストについて、防災素材を使用したものに変更する必要がある。

取組施策

【個票 5－1】隊員の識別化等

第3章 事故調査委員会の提言に伴う再発防止策の具体化

事故調査委員会の再発防止に関する提言を踏まえ、再発防止策をより具体化するうえで、「法令例規」「組織体制」「人材育成」「訓練」「装備」に分類し、それぞれを職員の「意識を高め」、「知識を深め」、「技術を磨く」ことにより「安全を支えるという3つの視点」からみた施策とした。

安全を最優先した規範や組織体制を整備し、教育や訓練を通じ、全ての施策を実行していくことで、組織的なマネジメントを確立するとともに、危険を予測し、危機事象に的確に対応できる職員を育成することにより、組織と職員が一丸となり、安全文化の醸成を図る必要がある。

1 安全を最優先する組織風土の構築

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】
本事故現場において各隊が独自の判断で安全よりも迅速性と効率性を優先した活動を行うことが許容される状態であった可能性が考えられた。
【提言内容】
ア 消防局は、 <u>組織全体で安全最優先の共通認識を持ち、これを軸に全隊員が活動することの徹底が強く求められる。</u>
イ <u>安全最優先の共通認識のもと、安全をないがしろにする行動や安全が確保されない状況を見聞したり予測したりした場合には、隊員相互に躊躇なく指摘・助言し合う安全文化の醸成に、組織を挙げて取り組む必要がある。</u>

(2) 再発防止策

ア 「組織全体で安全最優先の共通認識を持ち、これを軸に全隊員が活動することを徹底する」ため、現場の隊員が安全を最優先した活動を行うための組織的なマネジメント（規範、教育、訓練等）を整える必要がある。当局の警防活動要領は、標準的活動を示すものであり、指揮者及び隊員は安全かつ効率的な警防活動を行うために、災害状況に応じて効果的な活動をすることとしている。これに加え、安全を最優先し、安全を確保するために必要な事項に関して具体的に示した、改正後の「火災活動要領」を軸に、これに則した訓練方法や指導ポイントを示した

「消防訓練マニュアル」や「火災活動要領」及び「指揮活動指針」等の規範について、職員一人ひとりが習得できるような教育環境を整備する必要がある。さらに、現行の「消防活動効果確認訓練」を見直し、改正した「火災活動要領」に則した統一的な活動を習熟する訓練を行うとともに、新職員に対しても、当局の「火災活動要領」に則した活動の習得や行動上の留意点を周知させるため、研修内容を統一したカリキュラムを整備し、全隊員が「火災活動要領」を理解し、安全を最優先した活動を行うことを徹底していく。

イ 「安全をないがしろにする行動や安全が確保されない状況を見聞したり予測したりした場合には、隊員相互に躊躇なく指摘・助言し合う安全文化の醸成に、組織を挙げて取り組む」ために、指揮命令系統や部隊内の適切な権威勾配を踏まえたうえで、安全を確保するために各隊員が指摘・助言し合える意識、技術を構築する必要がある。今後、CRMによる、安全のために全てのリソースを有効活用するといったコミュニケーション概念を教育することにより、相互コミュニケーション能力を向上させるとともに、その教育体制を確立させる。

また、負傷事故の発生または発生するおそれのある事象があった時に、即報的に全所属へ周知し、その要因や対策を当事者のみではなく職員一人ひとりが考え、所属内で話し合うことにより、類似事故の防止や隊員個々の危険予知能力の向上を図り、全職員で事故を未然に防ぐ意識を醸成する。

2 屋内進入及び退出に係る要領の整備と退出に伴うリスク低減行動の教育

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】
退出の際に残置したホースを活用する退出方法は、その手順が明確に定められておらず、また、1番員にとって訓練経験がない方法であった。
【提言内容】
ア 消防局は、<u>安全最優先の観点で屋内進入及び退出に係る要領を整備する。</u> イ <u>屋内進入に伴うリスク、それらを低減するための行動上の留意点等を確実に現場隊員に教育する。</u> ウ <u>手順が明確に定まっていない方法や訓練経験のない方法が現場で安易に選択されることのないよう安全意識を徹底する。</u>

(2) 再発防止策

- ア 「安全最優先の観点で屋内進入及び退出に係る要領を整備する」ために、警防活動要領を見直し、濃煙内への進入における進入管理者の配置及び任務、屋内進入要領（中隊編成、隊形）、退出要領等の必要項目を明確化し、全隊員が現場で統一した判断ができる「火災活動要領」に改正した。
- イ 「屋内進入に伴うリスク、それらを低減するための行動上の留意点等を確実に現場隊員に教育する」ために、改正後の「火災活動要領」に則した訓練方法や指導ポイントを示した消防訓練マニュアルを作成するとともに、「火災活動要領」や「指揮活動指針」等の規範の理解は各職員に委ねられている状況の中、職員一人ひとりが習得できるような教育環境を整備することや、既に実施している消防活動効果確認訓練を見直し、「火災活動要領」に則した迅速の中にも安全を最優先した活動を習熟する訓練を行うことによる教育体制を確立する。さらに、新職員に対しても、当局の活動基準に則した活動の習得や行動上の留意点を周知させるため、研修内容を統一したカリキュラムにより教育する。
- ウ 「手順が明確に定まっていない方法や訓練経験のない方法が現場で安易に選択されることのないよう安全意識を徹底する」ために、消火戦術等の検証を行い、組織としてその活用について判断する体制を構築し、教育等により共通認識をもたせたいと取り入れる。

3 屋内進入中の意思伝達方法の取り決めと周知

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】
退出の合図を火点室内の確認という合図と誤解した可能性が挙げられた。
【提言内容】
消防局は、 <u>現場の活動環境を想定した上で、齟齬のない意思伝達方法を確立するとともに、確実に実践されるよう現場隊員に周知徹底する。</u>

(2) 再発防止策

「現場の活動環境を想定した上で、齟齬のない意思伝達方法を確立する」ために、視界不良の中でも確実に意思伝達が可能となるよう、回数による合図及び伝達方法を確立し、「火災活動要領」に明記した。

そのうえで、「確実に実践されるよう現場隊員に周知徹底する」ために、前述の取

組施策と同様に「火災活動要領」に則した訓練方法や指導ポイントを示した「消防訓練マニュアル」、「火災活動要領」や「指揮活動指針」等の規範を、職員一人ひとりが習得できるような教育体制を確立する。さらに、「火災活動要領」に則した統一的な活動を習熟するよう「消防活動効果確認訓練」等を見直し、実施することにより、現場隊員に確実に周知するとともに、新職員に対しても、当局の警防活動基準に則した活動の習得や行動上の留意点をカリキュラムに組み込み、組織全体の共通認識を図る。

4 隊員間での任務についての相互確認と意思統一の徹底

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】
隊員同士の完全な意思統一が図られていなかった可能性があった。
【提言内容】
<u>小隊長及び各隊員の間で任務の内容や意図についての認識が常に同一となるよう、双方向の確認を徹底する。</u>

(2) 再発防止策

「小隊長及び各隊員の間で任務の内容や意図についての認識が常に同一となるよう、双方向の確認を徹底する」ために、CRMによるコミュニケーション概念を教育することにより、相互コミュニケーション能力を向上させ、現場において相互の確認を徹底し、共通認識を持ち統制された活動を行う。

5 安全確保のための装備類の取扱いに関する要領の整備と周知

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】
装備類（面体用拡声装置、無線機、携帯警報器等）が効果的に機能しなかった可能性が考えられた。
【提言内容】
消防局は、 <u>隊員の安全確保に関わる装備類の作動状況の確認が事前に確実に行われるよう、関係する要領を整備し、現場隊員に周知徹底する。</u>

(2) 再発防止策

「隊員の安全確保に関わる装備類の作動状況の確認が事前に確実に行われるよう、関係する要領を整備」のために、既に見直しを図った「火災活動要領」については、屋内進入の際に、消防隊等が有効に消火及び人命検索活動を行うための消火活動拠点を設け、濃煙内の進入の際は、当該拠点で装備類等の確認を行うとともに進入管理者がそれを確認することを任務とする旨を明記した。

そのうえで、「現場隊員に周知徹底する」ために、「火災活動要領」に則した訓練方法や指導ポイントを示した消防訓練マニュアル及び統一的な活動を習熟するよう見直した消防活動効果確認訓練の周知徹底を図る。

6 安全確保のための資機材使用の意義と重要性に関する再教育

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】
ロープ又は信号器付投光器を携帯していれば、行方不明となった直後にこれらを用いた合図による連絡ができた可能性がある。
【提言内容】
消防局は、 <u>隊員の安全確保のために用いられる資機材について、それらを携帯する意義と重要性を再教育する。</u>

(2) 再発防止策

「隊員の安全確保のために用いられる資機材について、それらを携帯する意義と重要性を再教育する」ために、「火災活動要領」に則した訓練方法や指導ポイントを示した「消防訓練マニュアル」に、携行資機材の意義と重要性を示す。なお、濃煙内への屋内進入時の安全確保のために、「火災活動要領」に退路を必ず確保すること及び退路は信号器付投光器とすることを明記し、教育のみではなく、最低限の資機材の使用はルール化し、安全を確保する。

7 区画火災の性状に関する知識の強化

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】

事故時の任務は当該隊にとって特段困難を伴うものとは捉えられていなかった可能性のあるものと考えられるが、このような行動は、火災の状況が刻々と変化する区画火災の性状を十分に考慮したものとは言えない。

【提言内容】

消防局は、区画火災の性状等の知識を、現場隊員に早急に浸透・定着させ、現場活動の実践に活かされるよう、これに関する教育・訓練を推し進める必要がある。

(2) 再発防止策

「区画火災の性状等の知識を、現場隊員に早急に浸透・定着させ、現場活動の実践に活かされるよう、これに関する教育・訓練を推し進める」ために、吉田町川尻倉庫火災事故後から既に取り組んでいる小隊長研修等で、火災性状の座学やファイヤーコントロールボックスを活用した火災性状の実演教育等を継続することに加え、火災の性状や現場で確認すべきポイント等を示した資料を全職員が定期的に確認できるよう配信し、危険要因の早期把握、建物構造の知識を習得させ、安全管理意識を向上させる。

また、新職員に対しても、当局の規範に則した活動の習得や行動上の留意点を周知させるカリキュラムに、火災性状に関する教育を組み込むことにより、各署所へ配置当初から現場隊員として必要な知識を教育する。

8 指揮活動の見直し

(1) 関与要因と提言内容

【関与要因】

災害の実態把握や現場隊員への活動方針の伝達が必ずしも十分かつ適時になされなかったことにより、検索開始時点で既に火点室付近の活動環境が悪化していたことが、検索活動を困難にした可能性が挙げられた。

【提言内容】

ア 消防局は指揮活動について定められた基本的な手順を遵守し、的確に情報収集することを徹底するとともに、火災の実態把握とそれに応じた方針の決定・変更を、現場隊員に適時に伝達・共有する体制を再構築する。

イ それらが確実に実践されるよう、現場活動を想定した訓練を充実させる。

ウ 指揮統制において複数の視点での意見や情報を活用して最良の意思決定をすることは、安全で効率的な活動に寄与するという共通認識を持ち、意見や情報の積極的かつ効果的な提供と聴取り、及び迅速な合意形成を現場で実践できるよう、指揮活動のあり方についても安全最優先を軸に再検討する。

(2) 再発防止策

ア 「指揮活動について定められた基本的な手順を遵守し、的確に情報収集することを徹底するとともに、火災の実態把握とそれに応じた方針の決定・変更を、現場隊員に適時に伝達・共有する体制を再構築する」ために、指揮活動の基本的な手順を示した「指揮活動指針」を、eラーニングにより習得させる。また、「指揮隊運用調整会議」の開催により、指揮隊間で訓練や教育の情報共有を図り、統一された手順を定期的に確認させるとともに、既に実施している「指揮隊研修」において、情報収集及び整理分析による活動方針や活動指示を的確に部隊に共有できる指揮能力の向上につながる実務研修を取り入れる。

イ 「それらを確実に実践されるよう、現場活動を想定した訓練を充実させる」ために、現場活動を想定した多数の隊で実施する訓練環境を整えるため、実災害への対応を考慮した訓練時の部隊配備や部隊移動計画を構築し、管轄を跨いだ中隊訓練や大隊訓練を計画的に実施することで、多くの部隊を運用する中で、指揮本部と活動隊の連携強化、指揮支援訓練による部隊や情報の管理の強化等を図る。

ウ 「指揮統制において複数の視点での意見や情報を活用して最良の意思決定をすることは、安全で効率的な活動に寄与するという共通認識を持ち、意見や情報の積極的かつ効果的な提供と聴取り、及び迅速な合意形成を現場で実践できるよう、指揮活動のあり方についても安全最優先を軸に再検討する」ために、消防隊等出動計画により、多数の出動部隊が計画されている中高層建物火災、市街地において延焼危険が高い区域においては、部隊管理や膨大な情報管理から指揮体制が劣勢になる可能性があるため、安全を最優先した指揮活動を実施する体制を整備することを目的に、初動から出動する指揮隊を増隊し、現場活動における指揮体制の強化を図った。

第4章 行政的検証結果を踏まえた今後の取組

令和6年2月に葵消防署管内建物火災事故行政的検証結果が示され、事故調査委員会からの提言を踏まえた当局の再発防止策に加え、行政的検証を踏まえた、さらなる検討及び取組を行う必要があることを以下のとおり認識した。

一方で、当局としても再発防止策を既に実行していることから、行政的な目線で検証した結果の意図を踏まえ、各再発防止策や既に取り組んでいる訓練や研修の内容について、現場の隊員にとって真に必要な内容となるよう精査するとともに、再発防止策の進捗管理や実効性を把握し、組織全体で効果的に再発防止に取り組んでいく必要がある。

1 安全管理に係る課題に対する再発防止に必要な事項

(1) 行政的検証結果概要

現場での活動は危険を伴う活動であることから、訓練時と同じ安全を確保することはできないものの、危険を認識し、危険を伴う現場における安全管理のあり方をできる限り規範に反映させ、研修を通して理解する必要がある。それを訓練により行動に落とし込み、現場活動で実践し、訓練や現場活動での気づきを次につなげることを繰り返すことにより、安全管理を徹底した行動につなげることが必要である。

ア 安全管理の意識の醸成及び実践

(ア) 研修及び訓練のための時間の確保

(イ) 安全管理の観点からの規範の検証及び見直し

(ウ) 安全管理の観点からの研修及び訓練の見直し及び実施

(エ) 安全管理の観点から現場活動や訓練におけるフィードバックの実施

(2) 行政的検証結果を踏まえた取組

研修及び訓練の時間を確保するため、組織的に業務の見直しを行った。特に予防業務において、当直での通常立入検査の廃止及び立入検査結果通知書や防火ポスターの郵送化、火災調査報告書の簡素化等を図り、消防署の当直勤務における事務負担の軽減を図っている。今後も、定例的に事務や研修等を行うことなく、真に必要な事業を見定め、時代に合った方法等で業務を効率化していくことが必要となる。なお、再発防止策である【個票3-3】警防活動の統一(eラーニングの活用)及び【個票3-4】火災活動時のワンポイントアドバイスの配信により、職員が受講したタイミングでの実施や反復受講が可能であることから、効率的、効果的な研修及

び訓練時間の確保にもつながっている。

また、安全管理の観点からの規範の検証、研修・訓練の見直し及び現場活動や訓練におけるフィードバックに関しては、【個票 1－1】**警防活動要領の見直し**により、安全を確保するために必要な事項に関して具体的に示した「火災活動要領」を既に活動や教育を行っているところではあるが、当該要領を含め、局内の規範の検証を行う必要がある。検証方法にあつては、【個票 2－4】**警防体制強化に向けた検討体制の構築**に基づき、組織的に検証し、意思決定するスキームを構築し、その中でプロジェクトチーム等による検証を行っていく。

さらに、【個票 2－1】**指揮隊の強化**を基に実施する「指揮隊運用調整会議」及び既に実施している「指揮隊研修」や「小隊長研修」において、指揮隊の指揮活動における部隊運用全般的な安全管理に関する事項や小隊活動としてのミクロな視点からみた安全管理に関する事項を盛り込むなど、研修を強化する必要がある。また、引き続き、「警防活動検討会」において、災害機動支援隊の監察結果を基に、安全管理における奏功事例や改善箇所を共有することで、参加した指揮隊や小隊長が隊員にフィードバックを行い、現場活動や訓練に活かしていく。

2 規範の実効性に係る課題に対する再発防止に必要な事項

(1) 行政的検証結果概要

規範の実効性を高めるためには、それぞれの活動ごとに、規範遵守の不徹底が起きる原因を分析し、その結果に応じた対応を行い、実際の活動に落とし込む必要がある。

例えば、分析結果が「規範を知らない」ことによるのであれば、研修や訓練を充実させる必要があるし、「規範の趣旨を正確に理解しておらず適切な解釈・運用ができていない」ことによるのであれば、正確な理解に基づく解釈・運用の見直しを行う必要があるし、「規範に合理性がない」ことによるのであれば、消防現場における経験則や先進都市の事例等を踏まえ、規範を改正する必要がある。

また、新たな手法の導入や社会情勢の変化に伴う規範の見直しは、先進都市の取組なども参考にしながら、安全性や有効性を検証する仕組みの構築が重要である。いずれの過程においても、現場の意見聴取やその反映を丁寧に行うことが肝要であり、そのうえで、訓練や現場活動での気づきを次につなげることを繰り返すことが必要である。

ア 規範遵守の不徹底が起きてしまう原因の分析及びそれを踏まえた対応

- (ア) 規範遵守の不徹底が起きてしまう原因の分析
- (イ) 必要に応じた研修・訓練の見直し及び実施
- (ウ) 必要に応じた正確な理解に基づく解釈運用の見直し
- (エ) 必要に応じ、消防現場における経験則や先進都市の事例等を踏まえた規範の見直し
- (オ) 新たな手法（戦術）の導入における検証の仕組みづくり
- (カ) 上記（ア）から（オ）までについての必要に応じた現場の意見聴取、意見の反映及び過程の透明化
- (キ) 現場活動や訓練における気付きを必要に応じ規範へ反映させる仕組みづくり

（２）行政的検証結果を踏まえた取組

再発防止検討委員会の中でも、当時の活動と規範（改正前の警防活動要領等）の分析を行い、規範どおりの活動でなかった事項に対し、規範の具体化が必要と判断したことにより改正に至った。一方で、現場で活動する隊員は、災害の状況、対象物、要救助者、地形、道路、気象、水利、危険要因などのあらゆる条件下において、さらに火災であればその進展速度が重なり、現場で瞬時に判断し、指示、実行しつつ、結果が伴わなければ他のバックアッププランに変更し、災害のリスクを低減しながら住民の生命及び財産を守ることに全力で挑んでいる。このような活動を規範に全て落とし込むことは極めて困難であり、規範の遵守だけでは対応できない現場も出てくるのが懸念される。このため、隊員及び住民を守ることができる実効性のある規範とするために【個票２－４】**警防体制強化に向けた検討体制の構築**に基づき、部幹部会議の中で、規範の分析や安全を確保した中での例外規定や代替措置の考え方その他必要事項に関して議論するとともに、議論に必要な手法の検証には、部幹部会議が設置するプロジェクトチームにおいて詳細な検証を行い、必要に応じて規範の見直しなどを実施する。

また、プロジェクトチームのメンバーは現場の意見や気付きを反映しやすいように、現場の職員を中心とした構成とする。併せて、規範の実効性について、令和６年度から設置される「消防管理室」と連携し、より具体的な分析結果を基に検証を進めていく。

今後は、検証の結果により見直した規範を基に教育・訓練を実施していくが、規範の理解不足や解釈の齟齬に対しては、【個票３－１】**「新職員育成カリキュラム」の整備**や【個票３－３】**警防活動の統一（eラーニングの活用）**等を活用した教育のほ

か、【個票１－２】警防活動技術の統一化や【個票４－１】消防活動効果確認訓練の見直しにより訓練を通じて、対応していく。併せて、業務の効率化を図り、研修や訓練の反復のための時間を確保し、能動的に実施していくことにより活動に落とし込む必要がある。

また、現場活動では活動に従事する全ての隊員が安全を考慮し、確実に守らなければならない規範の共通認識をもち、さらに特段の合理的な理由がある場合の臨機応変な活動についても適正な運用を図っていく。

３ 指揮体制に係る課題に対する再発防止に必要な事項

（１）行政的検証結果概要

現場活動における情報収集のあり方を見直し、情報収集の効率化を進める必要がある。そして、現場統率のあるべき姿を自ら再考したうえで、収集された情報の活用をはじめ、統制のとれた指揮命令ができる体制となるよう、研修、訓練、フィードバックの実施など、指揮命令の機能強化を図る必要がある。

ア 効率的な情報収集の徹底

- （ア）現場活動における情報収集の体制の検証及び見直し
- （イ）情報収集に係る研修及び実践的な訓練の実施
- （ウ）情報収集に係る現場活動や訓練におけるフィードバックの実施

イ 統制のとれた現場活動とは（再考）

- （ア）現場統率のあるべき姿の再確認
- （イ）指揮者の研修の実施
- （ウ）将来の指揮者養成のための体系的な研修及び訓練の計画の策定と実施
- （エ）指揮命令の統制の観点からの実践的な訓練の実施
- （オ）指揮命令に係る現場活動や訓練におけるフィードバックの実施

（２）行政的検証結果を踏まえた取組

事故調査委員会からも「指揮活動の見直し」の提言を受けているように、現場における情報収集とそれに応じた方針の決定・共有される体制の構築及びそれが現場活動で実践されるための訓練を行うため、【個票２－１】指揮隊の強化を基に実施する「指揮隊運用調整会議」や「警防活動検討会」において、現場指揮活動等における諸課題を持ち寄り、課題解決に向けた協議を深め、情報収集の体制や共有方法等について検討を進めている。その結果を従来から実施している「指揮隊研修」や「小隊長研修」において、収集した情報を有益に活用する手法を身に付けるとともに、

参加した指揮隊や小隊長が隊員にフィードバックを行い、現場活動における情報収集の効率化及び情報を基にした活動方針の周知を確実に行う指揮命令の統制の強化を図る。また、併せて【個票４－２】中隊・大隊訓練体制の構築に伴い、中隊・大隊訓練を能動的に実施できる環境を整備することにより、多くの部隊での訓練が可能となり、実践的な訓練の中において、情報の収集・活用を踏まえた統制のとれた指揮命令系統を身に付ける。

また、従来から現場指揮に関する研修を進めてきたが、体系的な整理がされていなかったことから、研修の対象となる階層や目的を明確にする必要がある。今後は、現在実施している研修や訓練について、消防総務課と安全対策課が連携しながら整理し、各研修や訓練の目的を明確にすることで、将来像を加味した体系的な研修や訓練体制を構築していく。

4 組織風土に係る課題に対する再発防止に必要な事項

(1) 行政的検証結果概要

ア 組織風土に係る課題への対応

(ア) 現場の意見を十分聴取し、必要に応じて規範、研修及び訓練に反映させる仕組みづくり

イ 消防局の組織的な対応の改善

消防局が自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対策ができる組織づくりを行う必要がある。

そこで、令和６年度から、消防長直轄の組織として設置する「消防管理室」を活用し、消防業務の監察の実施、内部統制の徹底を図ることが必要である。

(2) 行政的検証結果を踏まえた取組

これまでも、重大事故が発生した際は、消防局内に再発防止検討委員会や総括安全関係者会議を速やかに設置し、その中で課題を抽出するための活動の分析を行い、それに対する再発防止策を検討してきた。また、警防活動検討会においても、事案ごとの活動を共有し、活動の問題点、改善点等を検討してきている。一方で、これらの検討体制において現場の意見を聴くために、各消防署の上席者が委員として参画することで網羅できていると考えていたが、今後は、行政的検証で示された組織風土に係る課題に対応するために、同章２で示したとおり、規範の分析や新たな手法を検討する際には、現場の職員の参画や意見聴取のためのアンケート等により、

その意見を十分に聴取し易くすることで風通しを良くすることや、令和6年度から設置される「消防管理室」と連携し、再発防止策の進捗管理や、その実効性を確認し、進めていく。

また、今後の教育や訓練に関しても、どのような隊員に育成するのか、どのような活動を行っていくのかなど、組織としてビジョンを明確にする必要があることから、人材育成ビジョン、キャリアプラン、研修計画等についても消防総務課と安全対策課が連携し、教育訓練につなげていく。

併せて、来年度（令和6年度）の組織機構改正により、災害機動支援隊や特別高度救助隊が3部制となることから、3部制の特性を活かし、これら特殊部隊が定期的に消防署等へ出向しての合同訓練、実技指導や安全管理に関する統一された教育等を行うことにより、現場の隊員とのコミュニケーションを構築し、相互に職員個としての知識、技術を向上させ、併せて規範に伴う解釈・運用の共通認識をもち、結果的に組織全体の災害対応力の強化や安全に対する意識を醸成していくように、より良い組織風土を職員自らの力で作り上げていく。

資料

静岡市葵消防署管内建物火災事故再発防止策個票
一覧表

No.	種別	指針※1	施策	目的※2	主担当課
1-1	法令例規	①予防	警防活動要領の見直し	知識	警防課
1-2			警防活動技術の統一化	技術	安全対策課
1-3			火災現場における救難活動態勢の構築	技術	安全対策課
2-1	組織体制	②管理	指揮隊の強化	知識	安全対策課
2-2			指揮体制の強化（出動計画の見直し）	意識	警防課
2-3			即時配信体制の構築	意識	安全対策課
2-4			警防体制強化に向けた検討体制の構築	技術	安全対策課
3-1	人材育成	③教育	「新職員育成カリキュラム」の整備	知識	消防総務課
3-2			安全管理力の向上	意識	安全対策課
3-3			警防活動の統一（eラーニングの活用）	知識	安全対策課
3-4			火災活動時のワンポイントアドバイスの配信	知識	安全対策課
4-1	訓練	③教育	消防活動効果確認訓練の見直し	技術	安全対策課
4-2			中隊・大隊訓練体制の構築	技術	安全対策課
5-1	装備	②管理	隊員の識別化等	意識	財産管理課

※1 指針＝消防局の指針の3つの柱

①予防：事前対策の徹底、②管理：災害対応力の強化、③教育：人材育成の推進

※2 目的＝意識の向上、知識の習得、技術の強化

（目的が重複する施策もあるが、主な目的を記載）

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	1-1																		
施策	警防活動要領の見直し																				
事業	ソフト・ハード	対応	緊急 段階																		
種別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目的	意識の向上・知識の習得・技術の強化																		
現状	警防活動要領の標記が具体的にない規定に対し、隊ごとに活動の差異が生じている。																				
本事案に伴う問題点	・進入前の資機材や進入体形等の確認事項が定められていない。 ・退出方法の手順が明確に定められていない。 ・退出を意味するジェスチャーやそれに応答する方法が明確に定められていない。 ・現基準において屋内進入の原則は規定されているものの、安全性より迅速性を優先する活動があった。																				
課題必要性	現在の警防活動要領は、あらゆる災害現場に対応するため抽象的な表現もあるが、安全を確保するための事項は具体的に表記するとともに、基本的事項をルール化する。																				
取組内容	警防活動基準(第1編)警防活動要領を見直し、新たに「火災活動要領」を策定し発出した。(R5.4) 1 新たな要領の主な要点 ・用語の統一 ・出動から到着までの要領の明記 ・進入管理者の配置の明確化 ・進入管理者の任務の明記(指示、確認、報告事項等) ・屋内進入を可否判断する者の明確化 ・屋内進入要領の具体化(確認及び指示事項、退路、体形、進入管理方法) ・退出要領の明記 ・進入隊員間における意思疎通のための合図の明記 2 周知方法 ・電子データで各所属へ配信済み。 <table border="1" style="margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>動作(サイン)</th> <th>信号付き燈光器による伝達</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結め</td> <td></td> <td>上方に手を挙げる。</td> </tr> <tr> <td>よし了解OK</td> <td></td> <td>①手を握り親指を立てる。 ②親指に両手で輪を作る。</td> </tr> <tr> <td>発見</td> <td></td> <td>③回す(③回す)</td> </tr> <tr> <td>待て</td> <td></td> <td>前方に手を挙げ、掌を相手手に示す。</td> </tr> <tr> <td>退出</td> <td></td> <td>掌を上向きに手を握り、胸前から指先方向へ水平に伸ばし再度胸前に戻す動作を繰り返す。</td> </tr> </tbody> </table> 基本進入体形			内容	動作(サイン)	信号付き燈光器による伝達	結め		上方に手を挙げる。	よし了解OK		①手を握り親指を立てる。 ②親指に両手で輪を作る。	発見		③回す(③回す)	待て		前方に手を挙げ、掌を相手手に示す。	退出		掌を上向きに手を握り、胸前から指先方向へ水平に伸ばし再度胸前に戻す動作を繰り返す。
内容	動作(サイン)	信号付き燈光器による伝達																			
結め		上方に手を挙げる。																			
よし了解OK		①手を握り親指を立てる。 ②親指に両手で輪を作る。																			
発見		③回す(③回す)																			
待て		前方に手を挙げ、掌を相手手に示す。																			
退出		掌を上向きに手を握り、胸前から指先方向へ水平に伸ばし再度胸前に戻す動作を繰り返す。																			
効果	必要項目を具体化・明確化することにより、安全を優先とした統一した現場活動が実施できる。																				
懸念事項																					
参考(他都市等)																					

2 事業内容		4年度	5年度	6年度	7年度
事業計画		要領の作成・制定	要領の周知 訓練・教育	訓練・教育	訓練・教育
総事業費	0千円	事業期間	1年	広域調整	要・否
総合計画 記載要否	要・否	特定財源			
要調整事項					
例規整備 の要否	要・否	例規名	警防活動基準		
施策整備 予定年月	令和 5年 3月	施策整備 年月	令和 5年 3月		
担当課	警防課	関係課	安全対策課		

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	1-2
施 策	警防活動技術の統一化		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	具体的でない警防活動要領に加え、訓練が署所ごとに統一されていない。		
本事案に伴う問題点	進入時にロープや信号器付投光器を携行しなかったことや、ホースを活用した退出方法は、隊独自の判断で安全より迅速性を優先した活動を行っていたが、これらの手順は明確にされておらず、かつ訓練経験がない方法であった。		
課 題 必要性	火災活動要領に準じた訓練を実施するため、消防訓練マニュアルを作成し、組織的に統一した訓練方法を定める必要がある。		
取組内容	警防活動基準第1編 火災活動要領に準じた活動を行うための訓練方法や指導ポイントを写真や図で判りやすく示す。 1 項目（案） - 個人装備着装訓練（防火衣着装、空気呼吸器着装、出動訓練） - 水利部署吸水訓練（消火栓・無圧水利・可搬ポンプ） - ホース延長送水訓練（一本巻ホース延長訓練、階段部分等） - 注水訓練（注水姿勢、ノズル別注水訓練、てい上注水訓練等） - 屋内進入訓練（平面進入訓練、三連はしご進入訓練等） - 検索救出訓練（検索要領、要救助者搬送法、確保要領等） - 破壊訓練（扉・シャッター破壊訓練、積載はしご上破壊訓練） - 排煙訓練（排煙機による加圧・負圧訓練、放水による排煙） - 情報収集活動訓練（最先着隊による情報収集） - 安全管理訓練（安全管理活動） - 緊急退避（退避行動） 2 活用方法 - 電子データにより配布予定。 - 消防活動効果確認訓練とリンクさせ、訓練を実施。 - 小隊長の訓練指導及び安全管理テキストとして使用。		
効 果	指導者の教育方法による差異がなくなり、組織的に統一した活動が可能となる。		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			



2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
	作成着手	作成（消防署の協力）		作成（消防署の協力） 印刷・配布 効果確認訓練との連動	
総事業費	0千円	事業期間	2年	広域調整	要・ ☒ 否
総合計画 記載要否	要・ ☒ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・ ☒ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 7年 3月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	安全対策課		関係課	警防課	

静岡県消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	1-3
施策	火災現場における救難活動態勢の構築		
事業	ソフト・ハード	対応	緊急・段階
種別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現状	活動中に隊員が万が一、危機的な状況に陥った際に、回避する知識、技術及び態勢が構築されていない。		
課題 必要性	危機回避要領及び部隊等による救難活動要領をマニュアルで示し、組織的な安全管理体制を構築する必要がある。		
取組内容	1 手法の学習 ・先進都市へ職員を派遣し、救難活動に関するノウハウを学ぶ。 2 作業方針 ・方針の決定 作成スキームの決定 ・救難活動に関するマニュアル作成に着手 ・救難活動に関する静岡県消防局内の検討を進める（検討会の設置、救助技術検討会により検討） ・活動技術の検証 3 職員への教育 ・マニュアルの周知 ・研修会の開催（実演を交えた研修実施） 4 訓練の実施 ・訓練マニュアルへの掲載 ・警防活動技術確認の実施 5 その他 ・有事の際の手法であることを周知し、危機回避を踏まえた進入・退避態勢を執ることではないことを大前提とし、これを明確にする。 		
効果	不測の事態に陥った際、危機的な状況を回避できる知識・技術を職員が身に付けるとともに、救難態勢の整備により迅速な救出活動が可能となる。		
懸念事項	緊急回避のための危険を伴う活動のため、正しい知識を身につけさせないとかえって事故を起してしまう可能性がある。		
参考 (他都市等)	横浜市消防局は救難体制マニュアルを整備済み（R5に視察研修済み）		

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		先進都市 視察 救難マニュアル内容検討		救難マニュアルの作成 救難マニュアルの周知 救難訓練の実施	継続した訓練実施
総事業費	90千円	事業期間	2年	広域調整	要・否
総合計画 記載要否	要・否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 7年 3月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	安全対策課		関係課	消防署	

静岡市消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	2-1
施策	指揮隊の強化		
事業	ソフト・ハード	対応	緊急・段階
種別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現状	7隊の指揮隊の指揮活動や訓練がそれぞれで、日常的な情報の共有の場がない。		
本事案に伴う問題点	指揮隊による災害の実態把握や隊員への情報共有及び活動方針の伝達が必ずしも十分かつ適切になされなかった可能性がある。		
課題必要性	指揮隊員の指揮能力向上による効果的な情報の共有や部隊運用等を図るために、指揮隊研修に実務研修を取り入れることや、指揮隊員間で教育や指揮活動における情報の共有を図る環境を構築する。		
取組内容	1 指揮隊員研修の開催 (1) 研修内容 ・指揮支援タブレットの取り扱い ・査察台帳（災害活動支援帳票）及び警防計画の活用 ・情報収集及び管理方法 ・現場指揮本部の設置及び運用（部隊運用シート等の記載） ・無線運用に関する実務研修又は訓練 ・部隊運用に関する実務研修又は訓練 (2) 研修方法 ・集合研修 ・WEB研修 2 指揮隊運用調整会議の開催 (1) 開催頻度 年間3回程度 (2) 開催方法 指揮隊が集結することから非番での開催を考慮。 (3) 内容案 ・指揮活動の情報交換 ・各署訓練計画の共有 ・各署特有の資機材の紹介及び活用事例 ・所属職員への現場活動に必要な教育内容の確認  <現場指揮本部>  <現場指揮本部の運用>		
効果	研修により指揮隊員能力の向上、災害活動の円滑化、現場指揮技術の向上、部隊管理能力の向上及び安全管理体制の構築が見込まれる。 さらには、指揮隊員の情報交換の場を設けることにより、教育や活動現場における指揮活動の方向性が共有され、組織的に統一された警防活動に繋がることや、課題等の対策が図られやすい環境が整備されるといった効果が見込まれる。		
懸念事項			
参考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
	研修方法、内容の検討	内容の検討 研修資料の作成 会議及び研修の開催	内容の検討 研修資料の作成 会議及び研修の開催	内容の検討 研修資料の作成 会議及び研修の開催	内容の検討 研修資料の作成 会議及び研修の開催
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要・ ☒ 否
総合計画 記載要否	要・ ☒ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・ ☒ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 5年 11月		施策整備 年月	令和 5年 11月	
担当課	安全対策課		関係課		

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	2-2
施 策	指揮体制の強化（消防隊等災害出動計画の見直し）		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊急 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	① 中高層建物火災は、消防部隊の活動が複雑化するとともに現場本部からの死角が多いことから各隊の活動を把握することが困難である。このような状況下で、膨大な量の情報及び部隊の管理を1隊の指揮隊で行っている。 ② 指定地域（（消防隊等出動計画資料2 地域区分表 市街地A1地域）、（市街地において容積率500%以上の地域））は、人口密度が高く、様々な危険要因が存在し、1隊の指揮隊に掛かる活動の負荷が大きい。		
本事案に伴う問題点	指揮隊の初動時における情報の収集・分析や重要情報を踏まえた活動方針の変更に時間を要している。		
課 題 必要性	部隊活動が複雑化し、膨大な量の情報及び部隊の管理を必要とする中高層建物火災や市街地において延焼危険が高い地域において発生した火災については、指揮隊の任務過多が想定されることから、指揮隊を増隊し指揮体制及び安全管理体制の強化を図る必要がある。		
取組内容	中高層建物火災、指定地域（消防隊等出動計画資料2 地域区分表 市街地A1地域）、（市街地において容積率500%以上の地域））、及び特殊災害に対しては、指揮隊を2隊出動させる計画に変更し、1隊の指揮隊は指揮支援を行う。   ＜中高層建物火災＞ ＜現場指揮本部の運営＞ 当該施策は、消防隊等災害出動計画を改正する必要があるが、応急的に通知により暫定運用を開始（R5.4）し、消防隊等災害出動計画を改訂した後、指令システムの更新に併せて出動計画を組み込み、本運用とする。		
効 果	指揮隊の支援をする指揮支援隊の配置により、情報の収集及び指揮命令の伝達が効率的に行われ、指揮体制及び安全管理体制を強化することができる。		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
	通知による施行	出動計画改正			
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要・否
総合計画 記載要否	要・否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・否		例規名	消防隊等災害出動計画	
施策整備 予定年月	令和 6年 4月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	警防課		関係課	指令課	

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	2-3
施 策	即時配信体制の構築		
事 業	ソフト ・ ハード	対 応	緊急 段 階
種 別	組織体制 ・ 人材育成 ・ 装備 ・ 法令例規 ・ 訓練	目 的	意識の向上 ・ 知識の習得 ・ 技術の強化
現 状	負傷事故等発生した際、ヒヤリハットを発出しているが、対策を整えてから発出することにより時間を要し、対策も該当所属だけが意識している状態で、類似事故の抑制には至っていない。		
本事案に伴う問題点	安全性より迅速性を優先とする活動に対し、誰からも安全管理面からの指摘や助言がなかった。		
課 題 必要性	負傷事故の発生又は発生するおそれのある事象があった際に、即時に他所属に概要を発出し、組織全体で類似事故の防止や危険予知能力の向上を図り、事故を未然に防ぐ風土を構築する必要がある。		
取組内容	1 概要 - 職員の負傷事故の発生又は発生するおそれのある事象があった際に、当該所属が即報的に全署所へ周知し、類似事故の防止を図る。 - 受領した各署所は、当該事象を確認し、全員で「なぜ事故が発生したのか」や「なぜ重大事故にならなかったのか」等をミーティングで話し合い、危険予知能力の向上に繋げる。 2 特徴 - 類似事故防止の観点から、即時配信とする（事象発生時の当直中または遅くとも次当直までに発出） - 当事者以外も自分が経験したことのように意識して話し合う。 - 自分が経験したことのように意識することで、同じ状況が発生した場合に注意喚起ができるため、事故発生への抑止に繋がる。 - 当事者は、他の職員に同じ経験をさせたくないという気持ちで周知する。		
効 果	1つの事故または事故のおそれがある事象を、当事者及びその所属のみで考えるのではなく、職員一人ひとりが考えることにより、類似事故発生への抑止や危険予知能力の向上が図られ、職員が事故を未然に防ぐような声掛けを行うことにより、事故のない組織に繋がる。		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		- 運用方法の協議 - 通知発出、運用開始			
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 5年 4月		施策整備 年月	令和 5年 5月	
担当課	安全対策課		関係課	消防署	

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	2-4
施 策	警防体制強化に向けた検討体制の構築		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	①警防体制の強化のために組織体制に関わる施策について、中長期的に議論・分析し、その方向性や意思決定をする明確な会議体がない。 ②海外で行われている新たな消火戦術等を個人や隊の判断により取り入れている事が見られる。		
本事案に伴う問題点	・進入時にロープや信号器付投光器を携行しなかったことや、ホースを活用した退出方法は、隊独自の判断で取り入っていた。		
課 題 必要性	火災戦術や救助技術を独自に取り入れることなく、活動を統一するため、組織的に検証する場を設ける必要がある。また、警防体制を強化する取組の中で、中長期的に検討が必要な事項を継続して検討する会議体が必要である。		
取組内容	新たな火災戦術や組織体制等について議論する検討会を設け、警防体制強化に関する組織的な議題を分析、議論し、結果を局会議に諮り局としての方針を決定する体制を作る。 検討議題案 ・消防戦術等の検証 ・コミュニケーション強化の観点から勤務形態（三部制）の検討 ・指揮活動の強化を踏まえた、指揮隊4人体制の検討 ・部隊強化を目的とした特別な任務を帯びた部隊の検討（例：特別消火隊） ・要員確保のための部隊運用の検討（例：はしご隊と救助隊の連携運用等） ・各消防署の負担を考慮した特殊車両の配置の再検討 ・その他		
効 果	検討会で検証・分析した結果を基に意見を局会議に諮ることにより、意思決定は組織の見解となり、効果的かつ統一的な体制・活動により警防体制の強化が図られる。		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		検討会の開催方法等の検討 検討会の開催		検討会の開催	検討会の開催
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要 ・ 否
総合計画 登載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 6年 3月		施策整備 年月	令和 5年 12月	
担当課	安全対策課		関係課	検討に関する各課	

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	3-1
施 策	「新職員育成カリキュラム」の整備		
事 業	ソフト ・ ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制 ・ 人材育成 ・ 装備 ・ 法令例規 ・ 訓練	目 的	意識の向上 ・ 知識の習得 ・ 技術の強化
現 状	消防学校初任科教育で学んだ戦術等と、警防活動基準等で示している活動に異なる部分があることや、所属ごとにOJT研修を実施しており、指導内容は指導者の知識によるものとなっている。		
本事案に伴う 問題点	明確に定められていない進入体形や退出方法等に加え、隊独自の判断で行われていた進入・退出方法は、安全性より迅速性を優先としていたことから、組織全体に安全最優先の共通認識がなかった。		
課 題 必要性	組織全体で共通認識を持たせるため、新規採用職員に対し、警防活動基準に則した各種活動要領（屋内進入要領等の基礎）等を取得させるとともに、各指導者によって指導方法及び内容が異なることを防ぐために集合研修として実施する必要がある。		
取組内容	1 対象 新規採用職員 2 期間 消防学校初任科終了後 2週間程度（日勤対応） 3 研修場所 本部庁舎 4 研修内容 消防局において研修（学科・実技）を受講させる。 5 対策（記載事項にあっては参考例とする） （1）倫理 （例：消防局の組織、公務員倫理、待遇等） （2）災害対応（例：火災活動要領、再発防止策、安全管理、車両安全管理誘導、火災の特性等） （3）その他 （例：無線取り扱い要領、PA連携活動対応、消防活動上必要な消防設備等）		
効 果	当局の基準に則した活動を取得させるため、手技手法の逸脱がなく、将来的に安定した教育を行うことができる。		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		研修計画立案 研修実施		研修実施	研修実施
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要 ・ 否
総合計画 登載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 5年 10月		施策整備 年月	令和 5年 10月	
担当課	消防総務課		関係課	該当課	

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	3-2
施 策	安全管理力の向上		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	ヒューマンエラーによる事故は、隊のコミュニケーション不足により発生している場面が多い。		
本事業に伴う 問題点	・安全性より迅速性を優先とする活動に対し、誰からも安全管理面からの指摘や助言がなかった。 ・火点確認という任務に対し、小隊長及び各隊員の認識が一致しているかの確認が十分ではなかった。 ・検索箇所について意見はなく、また積極的に求めるやりとりもないことから、検索箇所の優先順位について多角的に検討するに至らなかった。		
課 題 必要性	CRM（クルー・リソース・マネジメント）によるコミュニケーション概念を教養し、恒常的にコミュニケーションを取れる環境を構築する必要がある。		
取組内容	1 取組内容 航空業界で開発された概念であるCRMを当局にも取り入れ、コミュニケーション方法の確立並びにコミュニケーション能力を向上させる。 (1) 方法 ・外部講師による講習会 外部講師への報償費等を予算計上し、研修会を実施する。 ・外部講習の受講者によるフィードバック研修 講習会参加費を予算計上し、研修受講者がフィードバック研修を実施する。 ・消防航空隊による研修 すでに講習会を受講した航空隊員を講師として研修する。 ※航空隊による航空座学時（数年に1回）に当研修を計画している。 (2) 内容 ・CRMとは 「CRMとは何か」「なぜ必要なのか」など、CRMに関する根源を説明。 ・事故の要因に関する説明 スレット・マネジメントとエラー・マネジメント ・CRMの活用方法 実際にCRMをどのように活用するかなどを説明。		
効 果	・チームマネジメント力の質を高めるための相互コミュニケーション力の向上 ・ヒューマンエラーに起因するアクシデント防止のための抵抗力の向上 ・「安全意識」や「危機管理意識」の向上		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		予算計上 外部講師による研修実施	研修会実施 フィードバック研修実施	研修会実施 フィードバック研修実施	
総事業費	10千円	事業期間	毎年度	広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 6年 3月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	安全対策課		関係課		

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	3-3
施 策	警防活動の統一（eラーニングの活用）		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊急 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	職員一人ひとりの警防活動基準や戦術の理解度を把握することが困難な中、理解は各職員に委ねられている。		
本事案に伴う問題点	初動における自動火災報知設備の確認や情報の活用等、警防活動基準や指揮活動指針に規定されているが、活動で活かされていない。		
課 題 必要性	警防活動基準の周知及び当局の消防戦術の共通認識を図ることが必要な中、eラーニングを活用する。		
取組内容	1 対象 全職員 2 回数 年間5回程度 3 内容 - 警防活動基準に基づいた警防活動に関する研修 - 消火、火災戦術の研修 - 指揮活動研修 - その他必要な研修  		
効 果	- 警防活動基準や指揮活動指針等の規定の理解 - 消防戦術の共通認識による現場活動の効率化		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		研修計画検討 研修実施		研修実施	研修実施
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要・否
総合計画 掲載要否	要・否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 5年 5月		施策整備 年月	令和 5年 6月	
担当課	安全対策課		関係課	警防課	

静岡県消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	3-4
施策	火災活動時のワンポイントアドバイスの配信		
事業	ソフト・ハード	対応	緊急段階
種別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現状	職員の意識や知識を向上させるための具体的取組がない。		
本事案に伴う問題点	火点に背を向けて退出する行動は、火災の状況が変化することを考慮しておらず、区画火災の性状等の知識が定着していない。火災現場における危険要因の認識には個人差がある。		
課題必要性	火災性状や活動中の事故を防止するために確認すべきポイント等を示し、職員の安全に対する知識や意識を高める必要がある。		
取組内容	静岡県グループウェアシステムの閲覧板を活用し職員個人あてに、火災活動時のワンポイントアドバイスを隔週で配信する。  火災活動時のワンポイントアドバイス：危険要因の認識  火災活動時のワンポイントアドバイス：危険要因の認識 今後の展望 ・災害機動支援隊が撮影した画像による危険要因の配信 ・小隊ミーティングを行う機会の提供 ・既に取り組んでいる小隊長研修等で火災性状の教育を継続する。		
効果	・火災建物における危険要因の把握 ・火災性状の知識習得 ・建物構造等の知識向上 ・安全管理意識の向上		
懸念事項			
参考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
	配信開始	隔週配信		隔週配信	隔週配信
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要・否
総合計画 登載要否	要・否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 5年 3月		施策整備 年月	令和 5年 1月	
担当課	安全対策課		関係課		

静岡県消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	4-1
施 策	消防活動効果確認訓練の見直し		
事 業	ソフト ・ ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制 ・ 人材育成 ・ 装備 ・ 法令法規 ・ 訓練	目 的	意識の向上 ・ 知識の習得 ・ 技術の強化
現 状	現在の効果確認訓練は、迅速な活動に焦点が当てられている。		
本事案に伴う 問題点	・ 隊独自の進入・退出方法等が見受けられ、かつ、訓練で経験していない活動が現場で採用されていた。 ・ 進入前の資器材の点検や合図の確認が行われていなかった。		
課 題 必要性	改正した火災活動要領に示す活動を習熟するためにも、効果確認訓練を活用するとともに、迅速の中にも安全を優先とした活動や、小隊間・中隊間連携や指揮本部との連携が強化されるような訓練項目を設定し、その効果を確認する必要がある。		
取組内容	現在実施している効果確認訓練の内容を見直すことにより、火災活動要領を遵守し安全を優先とした、より効果的な訓練とする。 1 対象 消防隊員及び救助隊員 2 期間 年間を通して実施 3 内容 ・ 評価者は、消防署長が指名し、訓練段階に併せ、指定された評価者が行う。 ・ 訓練は、①基本・部分訓練 ②小隊活動訓練 ③中隊活動訓練 ④局長・署長訓練監査とする。 ・ 評価者の指定は、①は小隊長（本署副主幹、正・副出張所長）、②は大隊長、③は副署長とする。 ・ 小隊長は、各小隊の訓練計画を立案し、訓練を推進し、隊員の技能、能力の向上を図る。 ・ 大隊長は、各小隊の技能、能力を把握し、中隊活動能力の向上に努める。警防係長は、大隊長を補佐し、中隊活動訓練を立案し、訓練を推進する。 ・ 小隊長、中隊長は、消防活動要領に準じた活動となるよう指導し、必要により是正する。 ・ 署長は、大隊の訓練計画を立案し、局長による監査を受ける。なお、局長・署長訓練監査は、日時指定により計画するため、1部、2部いずれかの班が局長監査を受け、もう一方の班は署長が監査する。		
効 果	・ 警防活動要領に準じた活動の統一化、消防隊員活動能力の向上 ・ 大隊長、小隊長が隊員及び隊の能力把握 ・ 小隊内のコミュニケーション醸成		
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
	効果確認訓練の見直し	効果確認訓練実施		訓練項目の検討 継続実施	訓練項目の検討 継続実施
総事業費	0千円	事業期間	1年	広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 5年 3月		施策整備 年月	令和 5年 5月	
担当課	安全対策課		関係課		

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1	施策内容	No.	4-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施 策	中隊・大隊訓練体制の構築																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
現 状	警備体制を考慮し、中隊訓練や大隊訓練が恒常的にできていない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本事案に伴う問題点	・情報の共有等、活動隊と指揮本部との連携が図れていない。 ・現場活動を想定した訓練が実施されていない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
課 題 必要性	現場活動を想定した中隊訓練や大隊訓練を計画的に実施するために、警備体制を考慮した訓練用の出向計画を構築し、訓練環境を整える必要がある。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
取組内容	1 年間を通じて中隊・大隊訓練を実施する計画を策定する。 2 関係課や署の意見を取り入れながら調整し、警備体制を考慮した出向可能隊と残留隊及び訓練場所を定めた出向計画（ルール）を盛り込む。 3 署所は、当該計画に基づき、所属を跨いだ中隊訓練や大隊訓練を対象署と調整しながら能動的に企画する（訓練規模から訓練施設を考慮する）。 4 大隊訓練のみならず、署内の中隊訓練にも活用する。 5 本部からも訓練日や訓練場所を指定できる計画とする。 ★計画案① 【想定図】 市選以上で警察官の訓練を実施する署所、各署において下向きに定められた「確保数」以上の消防団を管内に確保していることとし、各消防グループに確保された以上で確保される。 <table><thead><tr><th>所属</th><th>消防団数</th><th>確保数</th><th>第1グループ</th><th>第2グループ</th><th>指定訓練施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>警備</td><td>5</td><td>2</td><td>第1署、第2署、第3署</td><td>山崎、藤井田</td><td>警備署、千代田署</td></tr><tr><td>総務</td><td>4</td><td>2</td><td>第4署、第5署</td><td>宮崎、宮崎、大井</td><td>総務署、千代田署</td></tr><tr><td>千代田署</td><td>4</td><td>2</td><td>千代田、千代田</td><td>第6署、第7署</td><td>警備署、千代田署</td></tr><tr><td>第8署</td><td>3</td><td>1</td><td>第8署、第9署</td><td></td><td>第8署</td></tr><tr><td>第10署</td><td>3</td><td>1</td><td>第10署、第11署</td><td></td><td>第10署</td></tr><tr><td>第12署</td><td>3</td><td>1</td><td>第12署、第13署</td><td></td><td>第12署</td></tr><tr><td>第14署</td><td>3</td><td>1</td><td>第14署、第15署</td><td></td><td>第14署</td></tr><tr><td>第16署</td><td>3</td><td>1</td><td>第16署、第17署</td><td></td><td>第16署</td></tr><tr><td>第18署</td><td>3</td><td>1</td><td>第18署、第19署</td><td></td><td>第18署</td></tr><tr><td>第20署</td><td>3</td><td>1</td><td>第20署、第21署</td><td></td><td>第20署</td></tr><tr><td>第22署</td><td>3</td><td>1</td><td>第22署、第23署</td><td></td><td>第22署</td></tr><tr><td>第24署</td><td>3</td><td>1</td><td>第24署、第25署</td><td></td><td>第24署</td></tr><tr><td>第26署</td><td>3</td><td>1</td><td>第26署、第27署</td><td></td><td>第26署</td></tr><tr><td>第28署</td><td>3</td><td>1</td><td>第28署、第29署</td><td></td><td>第28署</td></tr><tr><td>第30署</td><td>3</td><td>1</td><td>第30署、第31署</td><td></td><td>第30署</td></tr><tr><td>第32署</td><td>3</td><td>1</td><td>第32署、第33署</td><td></td><td>第32署</td></tr><tr><td>第34署</td><td>3</td><td>1</td><td>第34署、第35署</td><td></td><td>第34署</td></tr><tr><td>第36署</td><td>3</td><td>1</td><td>第36署、第37署</td><td></td><td>第36署</td></tr><tr><td>第38署</td><td>3</td><td>1</td><td>第38署、第39署</td><td></td><td>第38署</td></tr><tr><td>第40署</td><td>3</td><td>1</td><td>第40署、第41署</td><td></td><td>第40署</td></tr><tr><td>第42署</td><td>3</td><td>1</td><td>第42署、第43署</td><td></td><td>第42署</td></tr><tr><td>第44署</td><td>3</td><td>1</td><td>第44署、第45署</td><td></td><td>第44署</td></tr><tr><td>第46署</td><td>3</td><td>1</td><td>第46署、第47署</td><td></td><td>第46署</td></tr><tr><td>第48署</td><td>3</td><td>1</td><td>第48署、第49署</td><td></td><td>第48署</td></tr><tr><td>第50署</td><td>3</td><td>1</td><td>第50署、第51署</td><td></td><td>第50署</td></tr><tr><td>第52署</td><td>3</td><td>1</td><td>第52署、第53署</td><td></td><td>第52署</td></tr><tr><td>第54署</td><td>3</td><td>1</td><td>第54署、第55署</td><td></td><td>第54署</td></tr><tr><td>第56署</td><td>3</td><td>1</td><td>第56署、第57署</td><td></td><td>第56署</td></tr><tr><td>第58署</td><td>3</td><td>1</td><td>第58署、第59署</td><td></td><td>第58署</td></tr><tr><td>第60署</td><td>3</td><td>1</td><td>第60署、第61署</td><td></td><td>第60署</td></tr><tr><td>第62署</td><td>3</td><td>1</td><td>第62署、第63署</td><td></td><td>第62署</td></tr><tr><td>第64署</td><td>3</td><td>1</td><td>第64署、第65署</td><td></td><td>第64署</td></tr><tr><td>第66署</td><td>3</td><td>1</td><td>第66署、第67署</td><td></td><td>第66署</td></tr><tr><td>第68署</td><td>3</td><td>1</td><td>第68署、第69署</td><td></td><td>第68署</td></tr><tr><td>第70署</td><td>3</td><td>1</td><td>第70署、第71署</td><td></td><td>第70署</td></tr><tr><td>第72署</td><td>3</td><td>1</td><td>第72署、第73署</td><td></td><td>第72署</td></tr><tr><td>第74署</td><td>3</td><td>1</td><td>第74署、第75署</td><td></td><td>第74署</td></tr><tr><td>第76署</td><td>3</td><td>1</td><td>第76署、第77署</td><td></td><td>第76署</td></tr><tr><td>第78署</td><td>3</td><td>1</td><td>第78署、第79署</td><td></td><td>第78署</td></tr><tr><td>第80署</td><td>3</td><td>1</td><td>第80署、第81署</td><td></td><td>第80署</td></tr><tr><td>第82署</td><td>3</td><td>1</td><td>第82署、第83署</td><td></td><td>第82署</td></tr><tr><td>第84署</td><td>3</td><td>1</td><td>第84署、第85署</td><td></td><td>第84署</td></tr><tr><td>第86署</td><td>3</td><td>1</td><td>第86署、第87署</td><td></td><td>第86署</td></tr><tr><td>第88署</td><td>3</td><td>1</td><td>第88署、第89署</td><td></td><td>第88署</td></tr><tr><td>第90署</td><td>3</td><td>1</td><td>第90署、第91署</td><td></td><td>第90署</td></tr><tr><td>第92署</td><td>3</td><td>1</td><td>第92署、第93署</td><td></td><td>第92署</td></tr><tr><td>第94署</td><td>3</td><td>1</td><td>第94署、第95署</td><td></td><td>第94署</td></tr><tr><td>第96署</td><td>3</td><td>1</td><td>第96署、第97署</td><td></td><td>第96署</td></tr><tr><td>第98署</td><td>3</td><td>1</td><td>第98署、第99署</td><td></td><td>第98署</td></tr><tr><td>第100署</td><td>3</td><td>1</td><td>第100署、第101署</td><td></td><td>第100署</td></tr></tbody></table> 【想定図】 各グループで1隊以上確保することとする。 <table><thead><tr><th>グループ</th><th>消防団数</th><th>確保数</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1グループ</td><td>第1署、第2署、第3署、第4署、第5署、第6署、第7署、第8署、第9署、第10署、第11署、第12署、第13署、第14署、第15署、第16署、第17署、第18署、第19署、第20署、第21署、第22署、第23署、第24署、第25署、第26署、第27署、第28署、第29署、第30署、第31署、第32署、第33署、第34署、第35署、第36署、第37署、第38署、第39署、第40署、第41署、第42署、第43署、第44署、第45署、第46署、第47署、第48署、第49署、第50署、第51署、第52署、第53署、第54署、第55署、第56署、第57署、第58署、第59署、第60署、第61署、第62署、第63署、第64署、第65署、第66署、第67署、第68署、第69署、第70署、第71署、第72署、第73署、第74署、第75署、第76署、第77署、第78署、第79署、第80署、第81署、第82署、第83署、第84署、第85署、第86署、第87署、第88署、第89署、第90署、第91署、第92署、第93署、第94署、第95署、第96署、第97署、第98署、第99署、第100署、第101署、第102署、第103署、第104署、第105署、第106署、第107署、第108署、第109署、第110署、第111署、第112署、第113署、第114署、第115署、第116署、第117署、第118署、第119署、第120署、第121署、第122署、第123署、第124署、第125署、第126署、第127署、第128署、第129署、第130署、第131署、第132署、第133署、第134署、第135署、第136署、第137署、第138署、第139署、第140署、第141署、第142署、第143署、第144署、第145署、第146署、第147署、第148署、第149署、第150署、第151署、第152署、第153署、第154署、第155署、第156署、第157署、第158署、第159署、第160署、第161署、第162署、第163署、第164署、第165署、第166署、第167署、第168署、第169署、第170署、第171署、第172署、第173署、第174署、第175署、第176署、第177署、第178署、第179署、第180署、第181署、第182署、第183署、第184署、第185署、第186署、第187署、第188署、第189署、第190署、第191署、第192署、第193署、第194署、第195署、第196署、第197署、第198署、第199署、第200署、第201署、第202署、第203署、第204署、第205署、第206署、第207署、第208署、第209署、第210署、第211署、第212署、第213署、第214署、第215署、第216署、第217署、第218署、第219署、第220署、第221署、第222署、第223署、第224署、第225署、第226署、第227署、第228署、第229署、第230署、第231署、第232署、第233署、第234署、第235署、第236署、第237署、第238署、第239署、第240署、第241署、第242署、第243署、第244署、第245署、第246署、第247署、第248署、第249署、第250署、第251署、第252署、第253署、第254署、第255署、第256署、第257署、第258署、第259署、第260署、第261署、第262署、第263署、第264署、第265署、第266署、第267署、第268署、第269署、第270署、第271署、第272署、第273署、第274署、第275署、第276署、第277署、第278署、第279署、第280署、第281署、第282署、第283署、第284署、第285署、第286署、第287署、第288署、第289署、第290署、第291署、第292署、第293署、第294署、第295署、第296署、第297署、第298署、第299署、第300署、第301署、第302署、第303署、第304署、第305署、第306署、第307署、第308署、第309署、第310署、第311署、第312署、第313署、第314署、第315署、第316署、第317署、第318署、第319署、第320署、第321署、第322署、第323署、第324署、第325署、第326署、第327署、第328署、第329署、第330署、第331署、第332署、第333署、第334署、第335署、第336署、第337署、第338署、第339署、第340署、第341署、第342署、第343署、第344署、第345署、第346署、第347署、第348署、第349署、第350署、第351署、第352署、第353署、第354署、第355署、第356署、第357署、第358署、第359署、第360署、第361署、第362署、第363署、第364署、第365署、第366署、第367署、第368署、第369署、第370署、第371署、第372署、第373署、第374署、第375署、第376署、第377署、第378署、第379署、第380署、第381署、第382署、第383署、第384署、第385署、第386署、第387署、第388署、第389署、第390署、第391署、第392署、第393署、第394署、第395署、第396署、第397署、第398署、第399署、第400署、第401署、第402署、第403署、第404署、第405署、第406署、第407署、第408署、第409署、第410署、第411署、第412署、第413署、第414署、第415署、第416署、第417署、第418署、第419署、第420署、第421署、第422署、第423署、第424署、第425署、第426署、第427署、第428署、第429署、第430署、第431署、第432署、第433署、第434署、第435署、第436署、第437署、第438署、第439署、第440署、第441署、第442署、第443署、第444署、第445署、第446署、第447署、第448署、第449署、第450署、第451署、第452署、第453署、第454署、第455署、第456署、第457署、第458署、第459署、第460署、第461署、第462署、第463署、第464署、第465署、第466署、第467署、第468署、第469署、第470署、第471署、第472署、第473署、第474署、第475署、第476署、第477署、第478署、第479署、第480署、第481署、第482署、第483署、第484署、第485署、第486署、第487署、第488署、第489署、第490署、第491署、第492署、第493署、第494署、第495署、第496署、第497署、第498署、第499署、第500署、第501署、第502署、第503署、第504署、第505署、第506署、第507署、第508署、第509署、第510署、第511署、第512署、第513署、第514署、第515署、第516署、第517署、第518署、第519署、第520署、第521署、第522署、第523署、第524署、第525署、第526署、第527署、第528署、第529署、第530署、第531署、第532署、第533署、第534署、第535署、第536署、第537署、第538署、第539署、第540署、第541署、第542署、第543署、第544署、第545署、第546署、第547署、第548署、第549署、第550署、第551署、第552署、第553署、第554署、第555署、第556署、第557署、第558署、第559署、第560署、第561署、第562署、第563署、第564署、第565署、第566署、第567署、第568署、第569署、第570署、第571署、第572署、第573署、第574署、第575署、第576署、第577署、第578署、第579署、第580署、第581署、第582署、第583署、第584署、第585署、第586署、第587署、第588署、第589署、第590署、第591署、第592署、第593署、第594署、第595署、第596署、第597署、第598署、第599署、第600署、第601署、第602署、第603署、第604署、第605署、第606署、第607署、第608署、第609署、第610署、第611署、第612署、第613署、第614署、第615署、第616署、第617署、第618署、第619署、第620署、第621署、第622署、第623署、第624署、第625署、第626署、第627署、第628署、第629署、第630署、第631署、第632署、第633署、第634署、第635署、第636署、第637署、第638署、第639署、第640署、第641署、第642署、第643署、第644署、第645署、第646署、第647署、第648署、第649署、第650署、第651署、第652署、第653署、第654署、第655署、第656署、第657署、第658署、第659署、第660署、第661署、第662署、第663署、第664署、第665署、第666署、第667署、第668署、第669署、第670署、第671署、第672署、第673署、第674署、第675署、第676署、第677署、第678署、第679署、第680署、第681署、第682署、第683署、第684署、第685署、第686署、第687署、第688署、第689署、第690署、第691署、第692署、第693署、第694署、第695署、第696署、第697署、第698署、第699署、第700署、第701署、第702署、第703署、第704署、第705署、第706署、第707署、第708署、第709署、第710署、第711署、第712署、第713署、第714署、第715署、第716署、第717署、第718署、第719署、第720署、第721署、第722署、第723署、第724署、第725署、第726署、第727署、第728署、第729署、第730署、第731署、第732署、第733署、第734署、第735署、第736署、第737署、第738署、第739署、第740署、第741署、第742署、第743署、第744署、第745署、第746署、第747署、第748署、第749署、第750署、第751署、第752署、第753署、第754署、第755署、第756署、第757署、第758署、第759署、第760署、第761署、第762署、第763署、第764署、第765署、第766署、第767署、第768署、第769署、第770署、第771署、第772署、第773署、第774署、第775署、第776署、第777署、第778署、第779署、第780署、第781署、第782署、第783署、第784署、第785署、第786署、第787署、第788署、第789署、第790署、第791署、第792署、第793署、第794署、第795署、第796署、第797署、第798署、第799署、第800署、第801署、第802署、第803署、第804署、第805署、第806署、第807署、第808署、第809署、第810署、第811署、第812署、第813署、第814署、第815署、第816署、第817署、第818署、第819署、第820署、第821署、第822署、第823署、第824署、第825署、第826署、第827署、第828署、第829署、第830署、第831署、第832署、第833署、第834署、第835署、第836署、第837署、第838署、第839署、第840署、第841署、第842署、第843署、第844署、第845署、第846署、第847署、第848署、第849署、第850署、第851署、第852署、第853署、第854署、第855署、第856署、第857署、第858署、第859署、第860署、第861署、第862署、第863署、第864署、第865署、第866署、第867署、第868署、第869署、第870署、第871署、第872署、第873署、第874署、第875署、第876署、第877署、第878署、第879署、第880署、第881署、第882署、第883署、第884署、第885署、第886署、第887署、第888署、第889署、第890署、第891署、第892署、第893署、第894署、第895署、第896署、第897署、第898署、第899署、第900署、第901署、第902署、第903署、第904署、第905署、第906署、第907署、第908署、第909署、第910署、第911署、第912署、第913署、第914署、第915署、第916署、第917署、第918署、第919署、第920署、第921署、第922署、第923署、第924署、第925署、第926署、第927署、第928署、第929署、第930署、第931署、第932署、第933署、第934署、第935署、第936署、第937署、第938署、第939署、第940署、第941署、第942署、第943署、第944署、第945署、第946署、第947署、第948署、第949署、第950署、第951署、第952署、第953署、第954署、第955署、第956署、第957署、第958署、第959署、第960署、第961署、第962署、第963署、第964署、第965署、第966署、第967署、第968署、第969署、第970署、第971署、第972署、第973署、第974署、第975署、第976署、第977署、第978署、第979署、第980署、第981署、第982署、第983署、第984署、第985署、第986署、第987署、第988署、第989署、第990署、第991署、第992署、第993署、第994署、第995署、第996署、第997署、第998署、第999署、第1000署、第1001署、第1002署、第1003署、第1004署、第1005署、第1006署、第1007署、第1008署、第1009署、第1010署、第1011署、第1012署、第1013署、第1014署、第1015署、第1016署、第1017署、第1018署、第1019署、第1020署、第1021署、第1022署、第1023署、第1024署、第1025署、第1026署、第1027署、第1028署、第1029署、第1030署、第1031署、第1032署、第1033署、第1034署、第1035署、第1036署、第1037署、第1038署、第1039署、第1040署、第1041署、第1042署、第1043署、第1044署、第1045署、第1046署、第1047署、第1048署、第1049署、第1050署、第1051署、第1052署、第1053署、第1054署、第1055署、第1056署、第1057署、第1058署、第1059署、第1060署、第1061署、第1062署、第1063署、第1064署、第1065署、第1066署、第1067署、第1068署、第1069署、第1070署、第1071署、第1072署、第1073署、第1074署、第1075署、第1076署、第1077署、第1078署、第1079署、第1080署、第1081署、第1082署、第1083署、第1084署、第1085署、第1086署、第1087署、第1088署、第1089署、第1090署、第1091署、第1092署、第1093署、第1094署、第1095署、第1096署、第1097署、第1098署、第1099署、第1100署、第1101署、第1102署、第1103署、第1104署、第1105署、第1106署、第1107署、第1108署、第1109署、第1110署、第1111署、第1112署、第1113署、第1114署、第1115署、第1116署、第1117署、第1118署、第1119署、第1120署、第1121署、第1122署、第1123署、第1124署、第1125署、第1126署、第1127署、第1128署、第1129署、第1130署、第1131署、第1132署、第1133署、第1134署、第1135署、第1136署、第1137署、第1138署、第1139署、第1140署、第1141署、第1142署、第1143署、第1144署、第1145署、第1146署、第1147署、第1148署、第1149署、第1150署、第1151署、第1152署、第1153署、第1154署、第1155署、第1156署、第1157署、第1158署、第1159署、第1160署、第1161署、第1162署、第1163署、第1164署、第1165署、第1166署、第1167署、第1168署、第1169署、第1170署、第1171署、第1172署、第1173署、第1174署、第1175署、第1176署、第1177署、第1178署、第1179署、第1180署、第1181署、第1182署、第1183署、第1184署、第1185署、第1186署、第1187署、第1188署、第1189署、第1190署、第1191署、第1192署、第1193署、第1194署、第1195署、第1196署、第1197署、第1198署、第1199署、第1200署、第1201署、第1202署、第1203署、第1204署、第1205署、第1206署、第1207署、第1208署、第1209署、第1210署、第1211署、第1212署、第1213署、第1214署、第1215署、第1216署、第1217署、第1218署、第1219署、第1220署、第1221署、第1222署、第1223署、第1224署、第1225署、第1226署、第1227署、第1228署、第1229署、第1230署、第1231署、第1232署、第1233署、第1234署、第1235署、第1236署、第1237署、第1238署、第1239署、第1240署、第1241署、第1242署、第1243署、第1244署、第1245署、第1246署、第1247署、第1248署、第1249署、第1250署、第1251署、第1252署、第1253署、第1254署、第1255署、第1256署、第1257署、第1258署、第1259署、第1260署、第1261署、第1262署、第1263署、第1264署、第1265署、第1266署、第1267署、第1268署、第1269署、第1270署、第1271署、第1272署、第1273署、第1274署、第1275署、第1276署、第1277署、第1278署、第1279署、第1280署、第1281署、第1282署、第1283署、第1284署、第1285署、第1286署、第1287署、第1288署、第1289署、第1290署、第1291署、第1292署、第1293署、第1294署、第1295署、第1296署、第1297署、第1298署、第1299署、第1300署、第1301署、第1302署、第1303署、第1304署、第1305署、第1306署、第1307署、第1308署、第1309署、第1310署、第1311署、第1312署、第1313署、第1314署、第1315署、第1316署、第1317署、第1318署、第1319署、第1320署、第1321署、第1322署、第1323署、第1324署、第1325署、第1326署、第1327署、第1328署、第1329署、第1330署、第1331署、第1332署、第1333署、第1334署、第1335署、第1336署、第1337署、第1338署、第1339署、第1340署、第1341署、第1342署、第1343署、第1344署、第1345署、第1346署、第1347署、第1348署、第1349署、第1350署、第1351署、第1352署、第1353署、第1354署、第1355署、第1356署、第1357署、第1358署、第1359署、第1360署、第1361署、第1362署、第1363署、第1364署、第1365署、第1366署、第1367署、第1368署、第1369署、第1370署、第1371署、第1372署、第1373署、第1374署、第1375署、第1376署、第1377署、第1378署、第1379署、第1380署、第1381署、第1382署、第1383署、第1384署、第1385署、第1386署、第1387署、第1388署、第1389署、第1390署、第1391署、第1392署、第1393署、第1394署、第1395署、第1396署、第1397署、第1398署、第1399署、第1400署、第1401署、第1402署、第1403署、第1404署、第1405署、第1406署、第1407署、第1408署、第1409署、第1410署、第1411署、第1412署、第1413署、第1414署、第1415署、第1416署、第1417署、第1418署、第1419署、第1420署、第1421署、第1422署、第1423署、第1424署、第1425署、第1426署、第1427署、第1428署、第1429署、第1430署、第1431署、第1432署、第1433署、第1434署、第1435署、第1436署、第1437署、第1438署、第1439署、第1440署、第1441署、第1442署、第1443署、第1444署、第1445署、第1446署、第1447署、第1448署、第1449署、第1450署、第1451署、第1452署、第1453署、第1454署、第1455署、第1456署、第145</td></tr></tbody></table>			所属	消防団数	確保数	第1グループ	第2グループ	指定訓練施設	警備	5	2	第1署、第2署、第3署	山崎、藤井田	警備署、千代田署	総務	4	2	第4署、第5署	宮崎、宮崎、大井	総務署、千代田署	千代田署	4	2	千代田、千代田	第6署、第7署	警備署、千代田署	第8署	3	1	第8署、第9署		第8署	第10署	3	1	第10署、第11署		第10署	第12署	3	1	第12署、第13署		第12署	第14署	3	1	第14署、第15署		第14署	第16署	3	1	第16署、第17署		第16署	第18署	3	1	第18署、第19署		第18署	第20署	3	1	第20署、第21署		第20署	第22署	3	1	第22署、第23署		第22署	第24署	3	1	第24署、第25署		第24署	第26署	3	1	第26署、第27署		第26署	第28署	3	1	第28署、第29署		第28署	第30署	3	1	第30署、第31署		第30署	第32署	3	1	第32署、第33署		第32署	第34署	3	1	第34署、第35署		第34署	第36署	3	1	第36署、第37署		第36署	第38署	3	1	第38署、第39署		第38署	第40署	3	1	第40署、第41署		第40署	第42署	3	1	第42署、第43署		第42署	第44署	3	1	第44署、第45署		第44署	第46署	3	1	第46署、第47署		第46署	第48署	3	1	第48署、第49署		第48署	第50署	3	1	第50署、第51署		第50署	第52署	3	1	第52署、第53署		第52署	第54署	3	1	第54署、第55署		第54署	第56署	3	1	第56署、第57署		第56署	第58署	3	1	第58署、第59署		第58署	第60署	3	1	第60署、第61署		第60署	第62署	3	1	第62署、第63署		第62署	第64署	3	1	第64署、第65署		第64署	第66署	3	1	第66署、第67署		第66署	第68署	3	1	第68署、第69署		第68署	第70署	3	1	第70署、第71署		第70署	第72署	3	1	第72署、第73署		第72署	第74署	3	1	第74署、第75署		第74署	第76署	3	1	第76署、第77署		第76署	第78署	3	1	第78署、第79署		第78署	第80署	3	1	第80署、第81署		第80署	第82署	3	1	第82署、第83署		第82署	第84署	3	1	第84署、第85署		第84署	第86署	3	1	第86署、第87署		第86署	第88署	3	1	第88署、第89署		第88署	第90署	3	1	第90署、第91署		第90署	第92署	3	1	第92署、第93署		第92署	第94署	3	1	第94署、第95署		第94署	第96署	3	1	第96署、第97署		第96署	第98署	3	1	第98署、第99署		第98署	第100署	3	1	第100署、第101署		第100署	グループ	消防団数	確保数	第1グループ	第1署、第2署、第3署、第4署、第5署、第6署、第7署、第8署、第9署、第10署、第11署、第12署、第13署、第14署、第15署、第16署、第17署、第18署、第19署、第20署、第21署、第22署、第23署、第24署、第25署、第26署、第27署、第28署、第29署、第30署、第31署、第32署、第33署、第34署、第35署、第36署、第37署、第38署、第39署、第40署、第41署、第42署、第43署、第44署、第45署、第46署、第47署、第48署、第49署、第50署、第51署、第52署、第53署、第54署、第55署、第56署、第57署、第58署、第59署、第60署、第61署、第62署、第63署、第64署、第65署、第66署、第67署、第68署、第69署、第70署、第71署、第72署、第73署、第74署、第75署、第76署、第77署、第78署、第79署、第80署、第81署、第82署、第83署、第84署、第85署、第86署、第87署、第88署、第89署、第90署、第91署、第92署、第93署、第94署、第95署、第96署、第97署、第98署、第99署、第100署、第101署、第102署、第103署、第104署、第105署、第106署、第107署、第108署、第109署、第110署、第111署、第112署、第113署、第114署、第115署、第116署、第117署、第118署、第119署、第120署、第121署、第122署、第123署、第124署、第125署、第126署、第127署、第128署、第129署、第130署、第131署、第132署、第133署、第134署、第135署、第136署、第137署、第138署、第139署、第140署、第141署、第142署、第143署、第144署、第145署、第146署、第147署、第148署、第149署、第150署、第151署、第152署、第153署、第154署、第155署、第156署、第157署、第158署、第159署、第160署、第161署、第162署、第163署、第164署、第165署、第166署、第167署、第168署、第169署、第170署、第171署、第172署、第173署、第174署、第175署、第176署、第177署、第178署、第179署、第180署、第181署、第182署、第183署、第184署、第185署、第186署、第187署、第188署、第189署、第190署、第191署、第192署、第193署、第194署、第195署、第196署、第197署、第198署、第199署、第200署、第201署、第202署、第203署、第204署、第205署、第206署、第207署、第208署、第209署、第210署、第211署、第212署、第213署、第214署、第215署、第216署、第217署、第218署、第219署、第220署、第221署、第222署、第223署、第224署、第225署、第226署、第227署、第228署、第229署、第230署、第231署、第232署、第233署、第234署、第235署、第236署、第237署、第238署、第239署、第240署、第241署、第242署、第243署、第244署、第245署、第246署、第247署、第248署、第249署、第250署、第251署、第252署、第253署、第254署、第255署、第256署、第257署、第258署、第259署、第260署、第261署、第262署、第263署、第264署、第265署、第266署、第267署、第268署、第269署、第270署、第271署、第272署、第273署、第274署、第275署、第276署、第277署、第278署、第279署、第280署、第281署、第282署、第283署、第284署、第285署、第286署、第287署、第288署、第289署、第290署、第291署、第292署、第293署、第294署、第295署、第296署、第297署、第298署、第299署、第300署、第301署、第302署、第303署、第304署、第305署、第306署、第307署、第308署、第309署、第310署、第311署、第312署、第313署、第314署、第315署、第316署、第317署、第318署、第319署、第320署、第321署、第322署、第323署、第324署、第325署、第326署、第327署、第328署、第329署、第330署、第331署、第332署、第333署、第334署、第335署、第336署、第337署、第338署、第339署、第340署、第341署、第342署、第343署、第344署、第345署、第346署、第347署、第348署、第349署、第350署、第351署、第352署、第353署、第354署、第355署、第356署、第357署、第358署、第359署、第360署、第361署、第362署、第363署、第364署、第365署、第366署、第367署、第368署、第369署、第370署、第371署、第372署、第373署、第374署、第375署、第376署、第377署、第378署、第379署、第380署、第381署、第382署、第383署、第384署、第385署、第386署、第387署、第388署、第389署、第390署、第391署、第392署、第393署、第394署、第395署、第396署、第397署、第398署、第399署、第400署、第401署、第402署、第403署、第404署、第405署、第406署、第407署、第408署、第409署、第410署、第411署、第412署、第413署、第414署、第415署、第416署、第417署、第418署、第419署、第420署、第421署、第422署、第423署、第424署、第425署、第426署、第427署、第428署、第429署、第430署、第431署、第432署、第433署、第434署、第435署、第436署、第437署、第438署、第439署、第440署、第441署、第442署、第443署、第444署、第445署、第446署、第447署、第448署、第449署、第450署、第451署、第452署、第453署、第454署、第455署、第456署、第457署、第458署、第459署、第460署、第461署、第462署、第463署、第464署、第465署、第466署、第467署、第468署、第469署、第470署、第471署、第472署、第473署、第474署、第475署、第476署、第477署、第478署、第479署、第480署、第481署、第482署、第483署、第484署、第485署、第486署、第487署、第488署、第489署、第490署、第491署、第492署、第493署、第494署、第495署、第496署、第497署、第498署、第499署、第500署、第501署、第502署、第503署、第504署、第505署、第506署、第507署、第508署、第509署、第510署、第511署、第512署、第513署、第514署、第515署、第516署、第517署、第518署、第519署、第520署、第521署、第522署、第523署、第524署、第525署、第526署、第527署、第528署、第529署、第530署、第531署、第532署、第533署、第534署、第535署、第536署、第537署、第538署、第539署、第540署、第541署、第542署、第543署、第544署、第545署、第546署、第547署、第548署、第549署、第550署、第551署、第552署、第553署、第554署、第555署、第556署、第557署、第558署、第559署、第560署、第561署、第562署、第563署、第564署、第565署、第566署、第567署、第568署、第569署、第570署、第571署、第572署、第573署、第574署、第575署、第576署、第577署、第578署、第579署、第580署、第581署、第582署、第583署、第584署、第585署、第586署、第587署、第588署、第589署、第590署、第591署、第592署、第593署、第594署、第595署、第596署、第597署、第598署、第599署、第600署、第601署、第602署、第603署、第604署、第605署、第606署、第607署、第608署、第609署、第610署、第611署、第612署、第613署、第614署、第615署、第616署、第617署、第618署、第619署、第620署、第621署、第622署、第623署、第624署、第625署、第626署、第627署、第628署、第629署、第630署、第631署、第632署、第633署、第634署、第635署、第636署、第637署、第638署、第639署、第640署、第641署、第642署、第643署、第644署、第645署、第646署、第647署、第648署、第649署、第650署、第651署、第652署、第653署、第654署、第655署、第656署、第657署、第658署、第659署、第660署、第661署、第662署、第663署、第664署、第665署、第666署、第667署、第668署、第669署、第670署、第671署、第672署、第673署、第674署、第675署、第676署、第677署、第678署、第679署、第680署、第681署、第682署、第683署、第684署、第685署、第686署、第687署、第688署、第689署、第690署、第691署、第692署、第693署、第694署、第695署、第696署、第697署、第698署、第699署、第700署、第701署、第702署、第703署、第704署、第705署、第706署、第707署、第708署、第709署、第710署、第711署、第712署、第713署、第714署、第715署、第716署、第717署、第718署、第719署、第720署、第721署、第722署、第723署、第724署、第725署、第726署、第727署、第728署、第729署、第730署、第731署、第732署、第733署、第734署、第735署、第736署、第737署、第738署、第739署、第740署、第741署、第742署、第743署、第744署、第745署、第746署、第747署、第748署、第749署、第750署、第751署、第752署、第753署、第754署、第755署、第756署、第757署、第758署、第759署、第760署、第761署、第762署、第763署、第764署、第765署、第766署、第767署、第768署、第769署、第770署、第771署、第772署、第773署、第774署、第775署、第776署、第777署、第778署、第779署、第780署、第781署、第782署、第783署、第784署、第785署、第786署、第787署、第788署、第789署、第790署、第791署、第792署、第793署、第794署、第795署、第796署、第797署、第798署、第799署、第800署、第801署、第802署、第803署、第804署、第805署、第806署、第807署、第808署、第809署、第810署、第811署、第812署、第813署、第814署、第815署、第816署、第817署、第818署、第819署、第820署、第821署、第822署、第823署、第824署、第825署、第826署、第827署、第828署、第829署、第830署、第831署、第832署、第833署、第834署、第835署、第836署、第837署、第838署、第839署、第840署、第841署、第842署、第843署、第844署、第845署、第846署、第847署、第848署、第849署、第850署、第851署、第852署、第853署、第854署、第855署、第856署、第857署、第858署、第859署、第860署、第861署、第862署、第863署、第864署、第865署、第866署、第867署、第868署、第869署、第870署、第871署、第872署、第873署、第874署、第875署、第876署、第877署、第878署、第879署、第880署、第881署、第882署、第883署、第884署、第885署、第886署、第887署、第888署、第889署、第890署、第891署、第892署、第893署、第894署、第895署、第896署、第897署、第898署、第899署、第900署、第901署、第902署、第903署、第904署、第905署、第906署、第907署、第908署、第909署、第910署、第911署、第912署、第913署、第914署、第915署、第916署、第917署、第918署、第919署、第920署、第921署、第922署、第923署、第924署、第925署、第926署、第927署、第928署、第929署、第930署、第931署、第932署、第933署、第934署、第935署、第936署、第937署、第938署、第939署、第940署、第941署、第942署、第943署、第944署、第945署、第946署、第947署、第948署、第949署、第950署、第951署、第952署、第953署、第954署、第955署、第956署、第957署、第958署、第959署、第960署、第961署、第962署、第963署、第964署、第965署、第966署、第967署、第968署、第969署、第970署、第971署、第972署、第973署、第974署、第975署、第976署、第977署、第978署、第979署、第980署、第981署、第982署、第983署、第984署、第985署、第986署、第987署、第988署、第989署、第990署、第991署、第992署、第993署、第994署、第995署、第996署、第997署、第998署、第999署、第1000署、第1001署、第1002署、第1003署、第1004署、第1005署、第1006署、第1007署、第1008署、第1009署、第1010署、第1011署、第1012署、第1013署、第1014署、第1015署、第1016署、第1017署、第1018署、第1019署、第1020署、第1021署、第1022署、第1023署、第1024署、第1025署、第1026署、第1027署、第1028署、第1029署、第1030署、第1031署、第1032署、第1033署、第1034署、第1035署、第1036署、第1037署、第1038署、第1039署、第1040署、第1041署、第1042署、第1043署、第1044署、第1045署、第1046署、第1047署、第1048署、第1049署、第1050署、第1051署、第1052署、第1053署、第1054署、第1055署、第1056署、第1057署、第1058署、第1059署、第1060署、第1061署、第1062署、第1063署、第1064署、第1065署、第1066署、第1067署、第1068署、第1069署、第1070署、第1071署、第1072署、第1073署、第1074署、第1075署、第1076署、第1077署、第1078署、第1079署、第1080署、第1081署、第1082署、第1083署、第1084署、第1085署、第1086署、第1087署、第1088署、第1089署、第1090署、第1091署、第1092署、第1093署、第1094署、第1095署、第1096署、第1097署、第1098署、第1099署、第1100署、第1101署、第1102署、第1103署、第1104署、第1105署、第1106署、第1107署、第1108署、第1109署、第1110署、第1111署、第1112署、第1113署、第1114署、第1115署、第1116署、第1117署、第1118署、第1119署、第1120署、第1121署、第1122署、第1123署、第1124署、第1125署、第1126署、第1127署、第1128署、第1129署、第1130署、第1131署、第1132署、第1133署、第1134署、第1135署、第1136署、第1137署、第1138署、第1139署、第1140署、第1141署、第1142署、第1143署、第1144署、第1145署、第1146署、第1147署、第1148署、第1149署、第1150署、第1151署、第1152署、第1153署、第1154署、第1155署、第1156署、第1157署、第1158署、第1159署、第1160署、第1161署、第1162署、第1163署、第1164署、第1165署、第1166署、第1167署、第1168署、第1169署、第1170署、第1171署、第1172署、第1173署、第1174署、第1175署、第1176署、第1177署、第1178署、第1179署、第1180署、第1181署、第1182署、第1183署、第1184署、第1185署、第1186署、第1187署、第1188署、第1189署、第1190署、第1191署、第1192署、第1193署、第1194署、第1195署、第1196署、第1197署、第1198署、第1199署、第1200署、第1201署、第1202署、第1203署、第1204署、第1205署、第1206署、第1207署、第1208署、第1209署、第1210署、第1211署、第1212署、第1213署、第1214署、第1215署、第1216署、第1217署、第1218署、第1219署、第1220署、第1221署、第1222署、第1223署、第1224署、第1225署、第1226署、第1227署、第1228署、第1229署、第1230署、第1231署、第1232署、第1233署、第1234署、第1235署、第1236署、第1237署、第1238署、第1239署、第1240署、第1241署、第1242署、第1243署、第1244署、第1245署、第1246署、第1247署、第1248署、第1249署、第1250署、第1251署、第1252署、第1253署、第1254署、第1255署、第1256署、第1257署、第1258署、第1259署、第1260署、第1261署、第1262署、第1263署、第1264署、第1265署、第1266署、第1267署、第1268署、第1269署、第1270署、第1271署、第1272署、第1273署、第1274署、第1275署、第1276署、第1277署、第1278署、第1279署、第1280署、第1281署、第1282署、第1283署、第1284署、第1285署、第1286署、第1287署、第1288署、第1289署、第1290署、第1291署、第1292署、第1293署、第1294署、第1295署、第1296署、第1297署、第1298署、第1299署、第1300署、第1301署、第1302署、第1303署、第1304署、第1305署、第1306署、第1307署、第1308署、第1309署、第1310署、第1311署、第1312署、第1313署、第1314署、第1315署、第1316署、第1317署、第1318署、第1319署、第1320署、第1321署、第1322署、第1323署、第1324署、第1325署、第1326署、第1327署、第1328署、第1329署、第1330署、第1331署、第1332署、第1333署、第1334署、第1335署、第1336署、第1337署、第1338署、第1339署、第1340署、第1341署、第1342署、第1343署、第1344署、第1345署、第1346署、第1347署、第1348署、第1349署、第1350署、第1351署、第1352署、第1353署、第1354署、第1355署、第1356署、第1357署、第1358署、第1359署、第1360署、第1361署、第1362署、第1363署、第1364署、第1365署、第1366署、第1367署、第1368署、第1369署、第1370署、第1371署、第1372署、第1373署、第1374署、第1375署、第1376署、第1377署、第1378署、第1379署、第1380署、第1381署、第1382署、第1383署、第1384署、第1385署、第1386署、第1387署、第1388署、第1389署、第1390署、第1391署、第1392署、第1393署、第1394署、第1395署、第1396署、第1397署、第1398署、第1399署、第1400署、第1401署、第1402署、第1403署、第1404署、第1405署、第1406署、第1407署、第1408署、第1409署、第1410署、第1411署、第1412署、第1413署、第1414署、第1415署、第1416署、第1417署、第1418署、第1419署、第1420署、第1421署、第1422署、第1423署、第1424署、第1425署、第1426署、第1427署、第1428署、第1429署、第1430署、第1431署、第1432署、第1433署、第1434署、第1435署、第1436署、第1437署、第1438署、第1439署、第1440署、第1441署、第1442署、第1443署、第1444署、第1445署、第1446署、第1447署、第1448署、第1449署、第1450署、第1451署、第1452署、第1453署、第1454署、第1455署、第1456署、第145
所属	消防団数	確保数	第1グループ	第2グループ	指定訓練施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
警備	5	2	第1署、第2署、第3署	山崎、藤井田	警備署、千代田署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総務	4	2	第4署、第5署	宮崎、宮崎、大井	総務署、千代田署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
千代田署	4	2	千代田、千代田	第6署、第7署	警備署、千代田署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第8署	3	1	第8署、第9署		第8署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第10署	3	1	第10署、第11署		第10署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第12署	3	1	第12署、第13署		第12署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第14署	3	1	第14署、第15署		第14署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第16署	3	1	第16署、第17署		第16署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第18署	3	1	第18署、第19署		第18署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第20署	3	1	第20署、第21署		第20署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第22署	3	1	第22署、第23署		第22署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第24署	3	1	第24署、第25署		第24署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第26署	3	1	第26署、第27署		第26署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第28署	3	1	第28署、第29署		第28署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第30署	3	1	第30署、第31署		第30署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第32署	3	1	第32署、第33署		第32署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第34署	3	1	第34署、第35署		第34署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第36署	3	1	第36署、第37署		第36署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第38署	3	1	第38署、第39署		第38署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第40署	3	1	第40署、第41署		第40署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第42署	3	1	第42署、第43署		第42署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第44署	3	1	第44署、第45署		第44署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第46署	3	1	第46署、第47署		第46署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第48署	3	1	第48署、第49署		第48署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第50署	3	1	第50署、第51署		第50署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第52署	3	1	第52署、第53署		第52署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第54署	3	1	第54署、第55署		第54署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第56署	3	1	第56署、第57署		第56署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第58署	3	1	第58署、第59署		第58署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第60署	3	1	第60署、第61署		第60署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第62署	3	1	第62署、第63署		第62署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第64署	3	1	第64署、第65署		第64署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第66署	3	1	第66署、第67署		第66署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第68署	3	1	第68署、第69署		第68署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第70署	3	1	第70署、第71署		第70署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第72署	3	1	第72署、第73署		第72署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第74署	3	1	第74署、第75署		第74署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第76署	3	1	第76署、第77署		第76署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第78署	3	1	第78署、第79署		第78署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第80署	3	1	第80署、第81署		第80署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第82署	3	1	第82署、第83署		第82署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第84署	3	1	第84署、第85署		第84署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第86署	3	1	第86署、第87署		第86署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第88署	3	1	第88署、第89署		第88署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第90署	3	1	第90署、第91署		第90署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第92署	3	1	第92署、第93署		第92署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第94署	3	1	第94署、第95署		第94署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第96署	3	1	第96署、第97署		第96署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第98署	3	1	第98署、第99署		第98署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第100署	3	1	第100署、第101署		第100署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
グループ	消防団数	確保数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第1グループ	第1署、第2署、第3署、第4署、第5署、第6署、第7署、第8署、第9署、第10署、第11署、第12署、第13署、第14署、第15署、第16署、第17署、第18署、第19署、第20署、第21署、第22署、第23署、第24署、第25署、第26署、第27署、第28署、第29署、第30署、第31署、第32署、第33署、第34署、第35署、第36署、第37署、第38署、第39署、第40署、第41署、第42署、第43署、第44署、第45署、第46署、第47署、第48署、第49署、第50署、第51署、第52署、第53署、第54署、第55署、第56署、第57署、第58署、第59署、第60署、第61署、第62署、第63署、第64署、第65署、第66署、第67署、第68署、第69署、第70署、第71署、第72署、第73署、第74署、第75署、第76署、第77署、第78署、第79署、第80署、第81署、第82署、第83署、第84署、第85署、第86署、第87署、第88署、第89署、第90署、第91署、第92署、第93署、第94署、第95署、第96署、第97署、第98署、第99署、第100署、第101署、第102署、第103署、第104署、第105署、第106署、第107署、第108署、第109署、第110署、第111署、第112署、第113署、第114署、第115署、第116署、第117署、第118署、第119署、第120署、第121署、第122署、第123署、第124署、第125署、第126署、第127署、第128署、第129署、第130署、第131署、第132署、第133署、第134署、第135署、第136署、第137署、第138署、第139署、第140署、第141署、第142署、第143署、第144署、第145署、第146署、第147署、第148署、第149署、第150署、第151署、第152署、第153署、第154署、第155署、第156署、第157署、第158署、第159署、第160署、第161署、第162署、第163署、第164署、第165署、第166署、第167署、第168署、第169署、第170署、第171署、第172署、第173署、第174署、第175署、第176署、第177署、第178署、第179署、第180署、第181署、第182署、第183署、第184署、第185署、第186署、第187署、第188署、第189署、第190署、第191署、第192署、第193署、第194署、第195署、第196署、第197署、第198署、第199署、第200署、第201署、第202署、第203署、第204署、第205署、第206署、第207署、第208署、第209署、第210署、第211署、第212署、第213署、第214署、第215署、第216署、第217署、第218署、第219署、第220署、第221署、第222署、第223署、第224署、第225署、第226署、第227署、第228署、第229署、第230署、第231署、第232署、第233署、第234署、第235署、第236署、第237署、第238署、第239署、第240署、第241署、第242署、第243署、第244署、第245署、第246署、第247署、第248署、第249署、第250署、第251署、第252署、第253署、第254署、第255署、第256署、第257署、第258署、第259署、第260署、第261署、第262署、第263署、第264署、第265署、第266署、第267署、第268署、第269署、第270署、第271署、第272署、第273署、第274署、第275署、第276署、第277署、第278署、第279署、第280署、第281署、第282署、第283署、第284署、第285署、第286署、第287署、第288署、第289署、第290署、第291署、第292署、第293署、第294署、第295署、第296署、第297署、第298署、第299署、第300署、第301署、第302署、第303署、第304署、第305署、第306署、第307署、第308署、第309署、第310署、第311署、第312署、第313署、第314署、第315署、第316署、第317署、第318署、第319署、第320署、第321署、第322署、第323署、第324署、第325署、第326署、第327署、第328署、第329署、第330署、第331署、第332署、第333署、第334署、第335署、第336署、第337署、第338署、第339署、第340署、第341署、第342署、第343署、第344署、第345署、第346署、第347署、第348署、第349署、第350署、第351署、第352署、第353署、第354署、第355署、第356署、第357署、第358署、第359署、第360署、第361署、第362署、第363署、第364署、第365署、第366署、第367署、第368署、第369署、第370署、第371署、第372署、第373署、第374署、第375署、第376署、第377署、第378署、第379署、第380署、第381署、第382署、第383署、第384署、第385署、第386署、第387署、第388署、第389署、第390署、第391署、第392署、第393署、第394署、第395署、第396署、第397署、第398署、第399署、第400署、第401署、第402署、第403署、第404署、第405署、第406署、第407署、第408署、第409署、第410署、第411署、第412署、第413署、第414署、第415署、第416署、第417署、第418署、第419署、第420署、第421署、第422署、第423署、第424署、第425署、第426署、第427署、第428署、第429署、第430署、第431署、第432署、第433署、第434署、第435署、第436署、第437署、第438署、第439署、第440署、第441署、第442署、第443署、第444署、第445署、第446署、第447署、第448署、第449署、第450署、第451署、第452署、第453署、第454署、第455署、第456署、第457署、第458署、第459署、第460署、第461署、第462署、第463署、第464署、第465署、第466署、第467署、第468署、第469署、第470署、第471署、第472署、第473署、第474署、第475署、第476署、第477署、第478署、第479署、第480署、第481署、第482署、第483署、第484署、第485署、第486署、第487署、第488署、第489署、第490署、第491署、第492署、第493署、第494署、第495署、第496署、第497署、第498署、第499署、第500署、第501署、第502署、第503署、第504署、第505署、第506署、第507署、第508署、第509署、第510署、第511署、第512署、第513署、第514署、第515署、第516署、第517署、第518署、第519署、第520署、第521署、第522署、第523署、第524署、第525署、第526署、第527署、第528署、第529署、第530署、第531署、第532署、第533署、第534署、第535署、第536署、第537署、第538署、第539署、第540署、第541署、第542署、第543署、第544署、第545署、第546署、第547署、第548署、第549署、第550署、第551署、第552署、第553署、第554署、第555署、第556署、第557署、第558署、第559署、第560署、第561署、第562署、第563署、第564署、第565署、第566署、第567署、第568署、第569署、第570署、第571署、第572署、第573署、第574署、第575署、第576署、第577署、第578署、第579署、第580署、第581署、第582署、第583署、第584署、第585署、第586署、第587署、第588署、第589署、第590署、第591署、第592署、第593署、第594署、第595署、第596署、第597署、第598署、第599署、第600署、第601署、第602署、第603署、第604署、第605署、第606署、第607署、第608署、第609署、第610署、第611署、第612署、第613署、第614署、第615署、第616署、第617署、第618署、第619署、第620署、第621署、第622署、第623署、第624署、第625署、第626署、第627署、第628署、第629署、第630署、第631署、第632署、第633署、第634署、第635署、第636署、第637署、第638署、第639署、第640署、第641署、第642署、第643署、第644署、第645署、第646署、第647署、第648署、第649署、第650署、第651署、第652署、第653署、第654署、第655署、第656署、第657署、第658署、第659署、第660署、第661署、第662署、第663署、第664署、第665署、第666署、第667署、第668署、第669署、第670署、第671署、第672署、第673署、第674署、第675署、第676署、第677署、第678署、第679署、第680署、第681署、第682署、第683署、第684署、第685署、第686署、第687署、第688署、第689署、第690署、第691署、第692署、第693署、第694署、第695署、第696署、第697署、第698署、第699署、第700署、第701署、第702署、第703署、第704署、第705署、第706署、第707署、第708署、第709署、第710署、第711署、第712署、第713署、第714署、第715署、第716署、第717署、第718署、第719署、第720署、第721署、第722署、第723署、第724署、第725署、第726署、第727署、第728署、第729署、第730署、第731署、第732署、第733署、第734署、第735署、第736署、第737署、第738署、第739署、第740署、第741署、第742署、第743署、第744署、第745署、第746署、第747署、第748署、第749署、第750署、第751署、第752署、第753署、第754署、第755署、第756署、第757署、第758署、第759署、第760署、第761署、第762署、第763署、第764署、第765署、第766署、第767署、第768署、第769署、第770署、第771署、第772署、第773署、第774署、第775署、第776署、第777署、第778署、第779署、第780署、第781署、第782署、第783署、第784署、第785署、第786署、第787署、第788署、第789署、第790署、第791署、第792署、第793署、第794署、第795署、第796署、第797署、第798署、第799署、第800署、第801署、第802署、第803署、第804署、第805署、第806署、第807署、第808署、第809署、第810署、第811署、第812署、第813署、第814署、第815署、第816署、第817署、第818署、第819署、第820署、第821署、第822署、第823署、第824署、第825署、第826署、第827署、第828署、第829署、第830署、第831署、第832署、第833署、第834署、第835署、第836署、第837署、第838署、第839署、第840署、第841署、第842署、第843署、第844署、第845署、第846署、第847署、第848署、第849署、第850署、第851署、第852署、第853署、第854署、第855署、第856署、第857署、第858署、第859署、第860署、第861署、第862署、第863署、第864署、第865署、第866署、第867署、第868署、第869署、第870署、第871署、第872署、第873署、第874署、第875署、第876署、第877署、第878署、第879署、第880署、第881署、第882署、第883署、第884署、第885署、第886署、第887署、第888署、第889署、第890署、第891署、第892署、第893署、第894署、第895署、第896署、第897署、第898署、第899署、第900署、第901署、第902署、第903署、第904署、第905署、第906署、第907署、第908署、第909署、第910署、第911署、第912署、第913署、第914署、第915署、第916署、第917署、第918署、第919署、第920署、第921署、第922署、第923署、第924署、第925署、第926署、第927署、第928署、第929署、第930署、第931署、第932署、第933署、第934署、第935署、第936署、第937署、第938署、第939署、第940署、第941署、第942署、第943署、第944署、第945署、第946署、第947署、第948署、第949署、第950署、第951署、第952署、第953署、第954署、第955署、第956署、第957署、第958署、第959署、第960署、第961署、第962署、第963署、第964署、第965署、第966署、第967署、第968署、第969署、第970署、第971署、第972署、第973署、第974署、第975署、第976署、第977署、第978署、第979署、第980署、第981署、第982署、第983署、第984署、第985署、第986署、第987署、第988署、第989署、第990署、第991署、第992署、第993署、第994署、第995署、第996署、第997署、第998署、第999署、第1000署、第1001署、第1002署、第1003署、第1004署、第1005署、第1006署、第1007署、第1008署、第1009署、第1010署、第1011署、第1012署、第1013署、第1014署、第1015署、第1016署、第1017署、第1018署、第1019署、第1020署、第1021署、第1022署、第1023署、第1024署、第1025署、第1026署、第1027署、第1028署、第1029署、第1030署、第1031署、第1032署、第1033署、第1034署、第1035署、第1036署、第1037署、第1038署、第1039署、第1040署、第1041署、第1042署、第1043署、第1044署、第1045署、第1046署、第1047署、第1048署、第1049署、第1050署、第1051署、第1052署、第1053署、第1054署、第1055署、第1056署、第1057署、第1058署、第1059署、第1060署、第1061署、第1062署、第1063署、第1064署、第1065署、第1066署、第1067署、第1068署、第1069署、第1070署、第1071署、第1072署、第1073署、第1074署、第1075署、第1076署、第1077署、第1078署、第1079署、第1080署、第1081署、第1082署、第1083署、第1084署、第1085署、第1086署、第1087署、第1088署、第1089署、第1090署、第1091署、第1092署、第1093署、第1094署、第1095署、第1096署、第1097署、第1098署、第1099署、第1100署、第1101署、第1102署、第1103署、第1104署、第1105署、第1106署、第1107署、第1108署、第1109署、第1110署、第1111署、第1112署、第1113署、第1114署、第1115署、第1116署、第1117署、第1118署、第1119署、第1120署、第1121署、第1122署、第1123署、第1124署、第1125署、第1126署、第1127署、第1128署、第1129署、第1130署、第1131署、第1132署、第1133署、第1134署、第1135署、第1136署、第1137署、第1138署、第1139署、第1140署、第1141署、第1142署、第1143署、第1144署、第1145署、第1146署、第1147署、第1148署、第1149署、第1150署、第1151署、第1152署、第1153署、第1154署、第1155署、第1156署、第1157署、第1158署、第1159署、第1160署、第1161署、第1162署、第1163署、第1164署、第1165署、第1166署、第1167署、第1168署、第1169署、第1170署、第1171署、第1172署、第1173署、第1174署、第1175署、第1176署、第1177署、第1178署、第1179署、第1180署、第1181署、第1182署、第1183署、第1184署、第1185署、第1186署、第1187署、第1188署、第1189署、第1190署、第1191署、第1192署、第1193署、第1194署、第1195署、第1196署、第1197署、第1198署、第1199署、第1200署、第1201署、第1202署、第1203署、第1204署、第1205署、第1206署、第1207署、第1208署、第1209署、第1210署、第1211署、第1212署、第1213署、第1214署、第1215署、第1216署、第1217署、第1218署、第1219署、第1220署、第1221署、第1222署、第1223署、第1224署、第1225署、第1226署、第1227署、第1228署、第1229署、第1230署、第1231署、第1232署、第1233署、第1234署、第1235署、第1236署、第1237署、第1238署、第1239署、第1240署、第1241署、第1242署、第1243署、第1244署、第1245署、第1246署、第1247署、第1248署、第1249署、第1250署、第1251署、第1252署、第1253署、第1254署、第1255署、第1256署、第1257署、第1258署、第1259署、第1260署、第1261署、第1262署、第1263署、第1264署、第1265署、第1266署、第1267署、第1268署、第1269署、第1270署、第1271署、第1272署、第1273署、第1274署、第1275署、第1276署、第1277署、第1278署、第1279署、第1280署、第1281署、第1282署、第1283署、第1284署、第1285署、第1286署、第1287署、第1288署、第1289署、第1290署、第1291署、第1292署、第1293署、第1294署、第1295署、第1296署、第1297署、第1298署、第1299署、第1300署、第1301署、第1302署、第1303署、第1304署、第1305署、第1306署、第1307署、第1308署、第1309署、第1310署、第1311署、第1312署、第1313署、第1314署、第1315署、第1316署、第1317署、第1318署、第1319署、第1320署、第1321署、第1322署、第1323署、第1324署、第1325署、第1326署、第1327署、第1328署、第1329署、第1330署、第1331署、第1332署、第1333署、第1334署、第1335署、第1336署、第1337署、第1338署、第1339署、第1340署、第1341署、第1342署、第1343署、第1344署、第1345署、第1346署、第1347署、第1348署、第1349署、第1350署、第1351署、第1352署、第1353署、第1354署、第1355署、第1356署、第1357署、第1358署、第1359署、第1360署、第1361署、第1362署、第1363署、第1364署、第1365署、第1366署、第1367署、第1368署、第1369署、第1370署、第1371署、第1372署、第1373署、第1374署、第1375署、第1376署、第1377署、第1378署、第1379署、第1380署、第1381署、第1382署、第1383署、第1384署、第1385署、第1386署、第1387署、第1388署、第1389署、第1390署、第1391署、第1392署、第1393署、第1394署、第1395署、第1396署、第1397署、第1398署、第1399署、第1400署、第1401署、第1402署、第1403署、第1404署、第1405署、第1406署、第1407署、第1408署、第1409署、第1410署、第1411署、第1412署、第1413署、第1414署、第1415署、第1416署、第1417署、第1418署、第1419署、第1420署、第1421署、第1422署、第1423署、第1424署、第1425署、第1426署、第1427署、第1428署、第1429署、第1430署、第1431署、第1432署、第1433署、第1434署、第1435署、第1436署、第1437署、第1438署、第1439署、第1440署、第1441署、第1442署、第1443署、第1444署、第1445署、第1446署、第1447署、第1448署、第1449署、第1450署、第1451署、第1452署、第1453署、第1454署、第1455署、第1456署、第145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

2 事業内容

事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		計画の作成		計画の作成	
総事業費	〇千円	事業期間	2年	広域調整	要 ・ 否
総合計画 登載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項	計画を作成している間にも、安全対策課としては大隊訓練を必要により企画する。				
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 7年 3月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	安全対策課		関係課	警防課、消防署	

静岡市葵消防署管内建物火災事故 再発防止策個票

1 施策内容		No.	5-1
施策	隊員の識別化等		
事業	ソフト ・ ハード	対応	緊急 ・ 段階
種別	組織体制 ・ 人材育成 ・ 装備 ・ 法令例規 ・ 訓練	目的	意識の向上 ・ 知識の習得 ・ 技術の強化
現状	・ 前進指揮者と各消防隊小隊長の装備が類似しており、前進指揮者を瞬時に識別することは容易でない。 ・ 屋内進入する隊員のベストに防災性能がない。 ・ 大隊長のヘルメットの白色は隊員の銀色と同化して明確な識別となっていない。		
課題 必要性	・ 災害現場において活動する隊員の装備による識別を図る。 ・ 屋内進入時のリスク低減のため、ベストを防災性能を有するものに変更する。		
取組内容	1 識別等の方法案 (1) 前進指揮者等が着装するベストを黒色から別の色に指定するとともに、防災化を行う。 (2) 大隊長のヘルメットを白色から赤色に変更する。 (3) 防火衣装着時に人定が可能となるよう、防火衣に名札を貼付する。 (4) 航空隊、特別高度救助隊の識別化（ヘルメットや救助服）する。 2 取組方法 (1) 令和5年度中に前進指揮者等が着装するベストの色を選定し、防災素材を使用したものに变更する。 (2) 大隊長のヘルメットを白色から赤色に変更を装備品検討委員会等において検討する。 (3) 防火衣への名札の貼付等を装備品検討委員会等において検討する。 (4) 航空隊、特別高度救助隊の識別化（ヘルメットや救助服）を装備品検討委員会等において検討する。  < 大隊長（赤色ベスト） >		
効果	・ 効率的な指揮命令の伝達 ・ 指揮分担の明確化 ・ ベストに防災性能を持たせることによる火傷等の軽減 ・ 活動の効率化		
懸念事項			
参考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		識別化の検討		識別化の検討 予算要求（検討結果により） 物品調達（ベスト）	予算執行
総事業費	1,056千円	事業期間	3年	広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 8年 3月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	財産管理課		関係課	警防課	

消防組織体制の再構築

安全管理指針 (R4.1) 「安全」を支える「3つの柱」

※ 全25施策

③教育【人材育成の推進】

- ・指揮活動指針の策定
- ・実火災体験型訓練施設による実践的訓練の実施
- ・消防活動技術効果確認訓練の見直し
- ・年間研修計画の策定
- ・現場活動における警察署との連携強化
- ・実践的な消防活動訓練施設の整備の検討

②管理【災害対応力の強化】

- ・安全対策課の新設及び災害機動支援隊の創設
- ・安全管理支援隊等の指定
- ・個人装備の増強
- ・屋内進入用資器材の増強
- ・長時間活動時における後方支援体制の確立
- ・メンタルヘルズ体制の整備
- ・指揮隊の増隊及び指揮隊員の増員の検討
- ・広域市町への高度救助隊の創設
- ・消防活動に特化した部隊の指定
- ・動画撮影による現場活動の記録及び検証
- ・夜間における映像による支援体制の構築

①予防【事前対策の徹底】

- ・災害活動支援帳票の運用開始
- ・指揮隊タブレットの運用開始
- ・警備会社との火災通報の取扱いの認識共有
- ・警防活動基準の見直し
- ・特殊消防対象物警防計画作成要領の改正及び現場活用
- ・消防隊等出動計画の改正による体制強化
- ・消防倉庫等における収容物の表示等による情報の共有化
- ・通信施設の更新による無線不感地帯の減少

安全教育体制の構築

「安全」を支える「3つの視点」

意識を高め・知識を深め・技術を磨く

意識

安全

技術

知識

※ 全14施策

3つの視点から見た施策

◎ 警防活動要領の見直し

- 警防活動要領の抜本的な見直しによる活動の明確化

◎ 警防活動技術の統一化

- 火災活動要領に基づいた訓練マニュアルによる訓練方法の統一

◎ 火災現場における救難活動態勢の構築

- 危険回避や救出要領をマニュアル化し、組織的な安全管理体制を構築

◎ 指揮体制の強化

- 中高層建物や建物密集地区の火災における指揮隊の2階出動

◎ 即時配信体制の構築

- 事故やヒヤリハット事例を即報的に全所属へ周知することによる、類似事故防止や危険予知能力の向上

◎ 隊員の識別化等

- 指揮隊員等の装備を識別することによる指揮命令の明確化

◎ 指揮隊の強化

- 教育や指揮活動における情報共有体制の構築

◎ 警防体制強化に向けた検討体制の構築

- 警防体制強化の取組の中で、中期的に検討が必要な事項を継続して検討する会議体の設置

◎ 新職員育成カリキュラムの導入

- 新規採用職員に対する、当局の警防活動基準に即した各種活動要領の習得

◎ 安全管理力の向上

- CRMによるコミュニケーション概念の教育

◎ 警防活動の周知 (eラーニングの活用)

- エスナビによる警防活動基準や消防戦術の共通認識

◎ ワンポイントアドバイスの配信

- 各職員あてに火災活動時のワンポイントアドバイスを毎週配信

◎ 消防活動効果確認訓練の見直し

- 警防活動要領を遵守し、安全を優先とした活動や活動隊の連携を強化した訓練

◎ 中隊・大隊訓練体制の構築

- 各署所間での中隊・大隊訓練を計画的に実施できる計画の策定

安全文化の醸成

危険を予測し、危機事象に的確に対応できる職員の育成

安全管理指針

組織として

安全を支える「3つの柱」

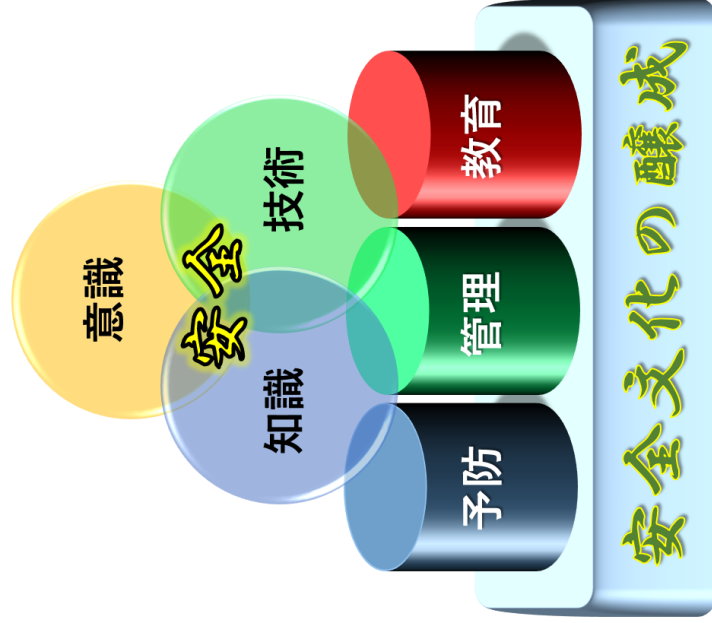
- ① 「**予防**」：事前対策の徹底
- ② 「**管理**」：災害対応力の強化
- ③ 「**教育**」：人材育成の推進

安全教育

個として

安全を支える「3つの視点」

- ① 「**意識**」を高め
- ② 「**知識**」を深め
- ③ 「**技術**」を磨く



静岡市消防局

2024.3

第2編 組織風土の改善

1 安全を最優先する組織風土の構築（第1編第3章1再掲）

（1）関与要因と提言内容

【関与要因】
本事故現場において各隊が独自の判断で安全よりも迅速性と効率性を優先した活動を行うことが許容される状態であった可能性が考えられた。
【提言内容】
ア 消防局は、 <u>組織全体で安全最優先の共通認識を持ち、これを軸に全隊員が活動することの徹底が強く求められる。</u>
イ <u>安全最優先の共通認識のもと、安全をないがしろにする行動や安全が確保されない状況を見聞したり予測したりした場合には、隊員相互に躊躇なく指摘・助言し合う安全文化の醸成に、組織を挙げて取り組む必要がある。</u>

（2）再発防止策

ア 「組織全体で安全最優先の共通認識を持ち、これを軸に全隊員が活動することを徹底する」ため、現場の隊員が安全を最優先した活動を行うための組織的なマネジメント（規範、教育、訓練等）を整える必要がある。当局の警防活動要領は、標準的活動を示すものであり、指揮者及び隊員は安全かつ効率的な警防活動を行うために、災害状況に応じて効果的な活動をすることとしている。これに加え、安全を最優先し、安全を確保するために必要な事項に関して具体的に示した、改正後の「火災活動要領」を軸に、これに則した訓練方法や指導ポイントを示した「消防訓練マニュアル」や「火災活動要領」及び「指揮活動指針」等の規範について、職員一人ひとりが習得できるような教育環境を整備する必要がある。さらに、現行の「消防活動効果確認訓練」を見直し、改正した「火災活動要領」に則した統一的な活動を習熟する訓練を行うとともに、新職員に対しても、当局の「火災活動要領」に則した活動の習得や行動上の留意点を周知させるため、研修内容を統一したカリキュラムを整備し、全隊員が「火災活動要領」を理解し、安全を最優先した活動を行うことを徹底していく。

イ 「安全をないがしろにする行動や安全が確保されない状況を見聞したり予測したりした場合には、隊員相互に躊躇なく指摘・助言し合う安全文化の醸成に、組織を挙げて取り組む」ために、指揮命令系統や部隊内の適切な権威勾配を踏まえたうえで、安全を確保するために各隊員が指摘・助言し合える意識、技術を構築する必要がある。今後、CRMによる、安全のために全てのリソースを有効活用す

るといったコミュニケーション概念を教育することにより、相互コミュニケーション能力を向上させるとともに、その教育体制を確立させる。

また、負傷事故の発生または発生するおそれのある事象があった時に、即報的に全所属へ周知し、その要因や対策を当事者のみではなく職員一人ひとりが考え、所属内で話し合うことにより、類似事故の防止や隊員個々の危険予知能力の向上を図り、全職員で事故を未然に防ぐ意識を醸成する。

2 組織風土に係る課題に対する再発防止に必要な事項（第1編第4章4再掲）

（1）行政的検証結果概要

ア 組織風土に係る課題への対応

（ア）現場の意見を十分聴取し、必要に応じて規範、研修及び訓練に反映させる仕組みづくり

イ 消防局の組織的な対応の改善

消防局が自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対策ができる組織づくりを行う必要がある。

そこで、令和6年度から、消防長直轄の組織として設置する「消防管理室」を活用し、消防業務の監察の実施、内部統制の徹底を図ることが必要である。

（2）行政的検証結果を踏まえた取組

これまでも、重大事故が発生した際は、消防局内に再発防止検討委員会や総括安全関係者会議を速やかに設置し、その中で課題を抽出するための活動の分析を行い、それに対する再発防止策を検討してきた。また、警防活動検討会においても、事案ごとの活動を共有し、活動の問題点、改善点等を検討してきている。一方で、これらの検討体制において現場の意見を聴くために、各消防署の上席者が委員として参画することで網羅できていると考えていたが、今後は、行政的検証で示された組織風土に係る課題に対応するために、同章2で示したとおり、規範の分析や新たな手法を検討する際には、現場の職員の参画や意見聴取のためのアンケート等により、その意見を十分に聴取し易くすることで風通しを良くすることや、令和6年度から設置される「消防管理室」と連携し、再発防止策の進捗管理や、その実効性を確認し、進めていく。

また、今後の教育や訓練に関しても、どのような隊員に育成するのか、どのような活動を行っていくのかなど、組織としてビジョンを明確にする必要があることか

ら、人材育成ビジョン、キャリアプラン、研修計画等についても消防総務課と安全対策課が連携し、教育訓練につなげていく。

併せて、来年度（令和6年度）の組織機構改正により、災害機動支援隊や特別高度救助隊が3部制となることから、3部制の特性を活かし、これら特殊部隊が定期的に消防署等へ出向しての合同訓練、実技指導や安全管理に関する統一された教育等を行うことにより、現場の隊員とのコミュニケーションを構築し、相互に職員個としての知識、技術を向上させ、併せて規範に伴う解釈・運用の共通認識をもち、結果的に組織全体の災害対応力の強化や安全に対する意識を醸成していくように、より良い組織風土を職員自らの力で作り上げていく。

3 組織風土の改善に向けて

令和5年8月の静岡市葵消防署管内建物火災事故調査報告書や令和6年2月の葵消防署管内建物火災事故行政的検証報告書において、職場風土に係る課題が示されている。

これらを受け、静岡市葵消防署管内建物火災再発防止検討委員会においても、この課題について、新たに設置される消防管理室との連携や今後の教育や訓練に関して消防総務課と安全対策課の連携が検討された。

また、消防局内においては、各課や各消防署所の消防職員へのヒアリングをすることにより、各種業務、組織風土等の諸課題の洗い出しを行い、今後の職場環境の整備に必要な事項を明らかにしてきた。これらの事項を解決するため、仕組みづくり、組織づくりについてさまざまな取組をもとに、職員自らが自らの力で取り組んでいくこととする。

さらには、社会情勢の変化に対応するため、DXや女性活躍の推進も、今後の組織の改革・再構築に必要な事項であることを踏まえ、今後の具体的な取組として、【個票6-1】から【個票6-12】までの施策について実施することとした。

資料

組織風土改善策個票
一覧表

No.	施策	主担当
6-1	監察機能を持った組織の設置	消防管理室
6-2	意見が言える、届く職場環境作り	消防総務課
6-3	職員ヒアリング	消防次長 消防部長
6-4	事務の見直し	消防部長 警防部長
6-5	コミュニケーションの改善	消防総務課
6-6	人材育成ビジョンの見直し	消防総務課
6-7	研修の見直し (将来像を見据えた体系的な研修制度の構築)	消防総務課
6-8	キャリアプランの提示	消防総務課
6-9	女性活躍の推進	消防総務課
6-10	定年引上げに伴う高齢期職員の雇用	消防部長
6-11	資格取得に対する経費支援の拡充	消防総務課
6-12	公費購入する個人装備品の拡大	財産管理課

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-1
施 策	監察機能を持った組織の設置		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	葵区建物火災事故に係る行政的検証から、消防局の組織的な向き合い方の改善が必要である。		
本事業に伴う 問題点	葵区建物火災事故に係る行政的検証から、消防局の組織的な向き合い方の改善を図るため、消防局が策定する再発防止策の進捗管理、検証及び定期的な見直しなどを行う組織を新設する必要がある。		
課 題 必要性	行政的検証に指摘された組織風土に係る課題への対応として、消防局が自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対応ができる組織づくりを行う必要がある。		
取組内容	- 令和6年4月1日、消防管理監以下4名で構成する消防長直轄組織の「消防管理室」を設置する。 - 消防管理室により、消防業務の監察の実施、内部統制等の徹底を図る。 【消防管理室の事務分掌】 1 消防事務の監察に関すること。 - 消防局業務監査への行政的視点（内部統制・監査基準等）の取入れ 2 警防業務の監察に係る助言及び支援に関すること。 - 再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援 3 局の内部統制の統括に関すること。 - 事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援 - 対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出 4 消防長の命による特定の事務に関すること。		
効 果			
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度	6年度	7年度	
			消防管理室の設置 監察事務の調整、実施等	監察事務の継続実施	
総事業費	0千円	事業期間	毎年度	広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名	静岡市消防局の組織等に関する規則	
施策整備 予定年月	令和6年4月		施策整備 年月	令和6年4月	
担当課	消防管理室		関係課		

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-2
施 策	意見が言える、届く職場づくり		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	消防次長等による職員ヒアリングにおいて、職位の上下に関わりなく意見が言える環境を望む意見や消防署の声が本部に届いていないのではないかと意見があった。		
本事案に伴う問題点	職員の意見や要望（業務に関係するもの又は個人的な意見）が反映されていないこと ・職員間のコミュニケーション不足を改善し、若手職員等、誰でも意見が言える職場環境を構築する必要がある。		
課 題 必要性	・職位の上下に関わりなく意見が言える職場環境を構築する必要がある。 ・消防本部と消防署との双方向のコミュニケーションを取ることで、心理的距離を縮め、職員間の意思疎通を図り士気を高めていく必要がある。		
取組内容	・係長、小隊長クラスを対象に、「傾聴」についての研修を実施する。【消防総務課】 ※人事課主催の同様の研修へ積極的に参加していく。 ※令和6年度の新任係長研修のカリキュラム「風通しの良い職場環境づくり」 ・職員意見相談窓口、意見提案ボックス等の設置を検討する。【消防総務課】 ※既存の相談窓口や新たに設置した場合のメリット・デメリットを整理し、新設置のみならず必要に応じて、既存の体制の見直しを図っていく。 ・消防職員委員会の審議対象案件(①給与、勤務時間等の勤務条件、福利厚生②被服、装備品③消防用設備、機械器具、施設)について、職員から出来るだけ広い意見を吸い上げ検討する - とともに、対象案件にならない事項の有無を整理し、対象案件とならない意見がある場合は、その意見を検討できる会議体の新設を検討する。【消防総務課】 ※(仮称)職員意見検討会・・・職場環境、人材育成、事務事業、事務処理等に係る意見等 ・本部と署の相互理解を深める取り組みとして、職員のスキルアップに加え、各課業務を認知、理解する目的で、業務体験又は体験型研修を実施する。（キャリアプラン策定のタイミング等）【消防総務課】 ・訓練開始前に訓練の中に潜む危険要因などを隊員間で発言・共有し、訓練中の事故を防止するための小ミーティングの実施を励行する。【安全対策課】 ※小ミーティングの手法として、令和5年度にワンポイントKTYを発出した。 ※小隊ミーティングでの意見を署長、副署長が吸い上げ、整理する→署長は署長会議や局会議等の場で当該意見を局内で共有する。 ※職員の意見を吸い上げ、整理する体制については、職員意見相談窓口、意見提案ボックス等の設置と合わせて検討する。		
効 果			
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		CRM研修を実施 ワンポイントKTYを発出		(仮称)職員意見検討委員会の 設置の検討 意見提案ボックス、職員相談窓 口の設置の検討	
総事業費	0千円	事業期間		広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 年 月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	消防総務課		関係課		

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-3
施 策	職員ヒアリング		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	各職員から、消防業務、職場環境等に関する意見を聴き、各種業務、組織風土等の諸課題を洗い出し、職場環境の整備を進めていく必要がある。		
本事業に伴う 問題点	・職員の意見が局（本部）に届く体制が整備されていない。※心理的な距離がある。 ・当該ヒアリングだけでは網羅されてない意見があることを認識し、引き続き職員の意見を聴く体制整備が必要である。		
課 題 必要性	各課、各消防署職員から、消防局行政職職員が消防業務、職場環境等に関する意見を聴き、各種業務、組織風土等の諸課題を洗い出し、職場環境の整備を進めていく必要がある。		
取組内容	・消防局行政職職員によるヒアリングを各課、各消防署職員に実施する。 ・ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。 ・引き続き、職員の意見を聴く体制整備について検討する。 ・ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種の施策に反映していく。		
効 果	職員の声を聴き、各種の施策に反映していくとともに情報共有を密にすることで、局全体の意思疎通、一体感を高めることができる。		
懸念事項	ヒアリングの回答について、様々な意見が発生することが想定され、セカンドオピニオンが必要な場合がある。		
参 考 (他都市等)			

2 事業内容		4年度		5年度		6年度		7年度		
事業計画		消防局行政職職員によるヒアリングを各課、各消防署実施※職員124名に実施済み。		年度前半に、ヒアリング結果に対する回答を作成、職員への周知		職員の意見を聴く体制整備の検討				
総事業費	0千円	事業期間		広域調整		要 ・ 否				
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源							
要調整事項										
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名							
施策整備 予定年月	令和6年10月		施策整備 年月		令和 年 月					
担当課	消防次長・消防部長		関係課		各課・各消防署					

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-4
施 策	事務の見直し		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	・消防次長等による職員ヒアリングにおいて、業務の負担が大きい、訓練時間の確保が難しいなどの意見があった。 ・DX化について検討し、導入を進める必要がある。		
本事業に伴う問題点	業務が質、量とも増加傾向にあり、下記の問題がある。 ・職員のワークライフバランス ・訓練時間の確保 ・新規業務への弊害		
課 題 必要性	・既存の各種業務の見直しを行い、本部及び消防署勤務職員の事務の効率化、負担軽減と訓練時間を確保していく必要がある。 ・DX化について検討し、導入を進める必要がある。		
取組内容	各部において、事務事業の見直し対象項目を次のとおりとした。 【消防部】 1 住宅用火災警報器調査 2 高齢者防火訪問 3 空家・枯草調査 4 花火教室 5 自衛消防訓練指導 6 火災予防イベント 7 防火ポスター配布 8 火災原因調査報告書 9 危険物等立入検査 10 立入検査(消防法第4条) 11 違反是正 12 職場体験 13 庁舎見学 【警防部】 1 消防水利の総合点検 2 部隊活動報告書 3 会議・研修 4 訓練実施計画書 5 救急救命士教育研修 6 救急活動報告書 7 救急担当部長監査 8 救急隊員研修 9 救急救命講習の講師 10 「出向、帰署」等の無線交信 11 耐震性防火用井戸点検 ※上記項目について、検討し、令和5年10月から整理のついたものから順次、事務事業の廃止、縮減等を見直しに取り組んでいる。 ・各署からの事後検証票の提出方法見直し。 ・本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPJ」の立ち上げを検討する。		
効 果	・職員のワークライフバランスの充実 ・訓練時間の確保 ・既存業務の効率化による新規業務への対応		
懸念事項	広義での消防サービスの低下		
参 考 (他都市等)			

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		住宅用火災警報器調査、高齢者防火訪問及び空家・枯草調査の廃止並びに防火ポスター配布の郵送化等の実施		web会議、研修の拡大 更なる業務の見直し、効率化 消防局DXPJの立ち上げ検討	更なる業務の見直し、効率化 DX化の推進
総事業費	0千円	事業期間		広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項	DX化の推進については、一部所属の業務に関わるものではなく、市民サービスにも寄与するものであることから、局全体で取り組む必要があるため、各課との調整が必要である。				
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 年 月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	消防部長・警防部長		関係課	各課・各消防署	

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-5
施 策	コミュニケーションの改善		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	- 消防署における、職員間のコミュニケーションの改善を求める意見がある。 - 大規模災害時の参集と地域との更なるコミュニケーション強化を図るため、2市2町消防署に地域事情に精通した広域前の当該市町職員の配置数を増やしていく必要がある。		
本事業に伴う問題点	- 職員間のコミュニケーションを改善する必要がある。 - 消防組織特有の組織風土（階級制度に基づく縦割りの関係等）について、災害対応時の指揮命令系統の実効を確保した検討を行う必要がある。 - 消防本部と消防署との心理的距離を縮め、職員間の意思疎通を図り、士気を高めるため、消防署勤務職員の意見を積極的に吸い上げる必要がある。 - 職員の地域採用について検討する必要がある。		
課 題 必要性	- 情報共有、情報発信を強化することで、コロナ禍以前と比較し、希薄となっている所属間及び職員間のコミュニケーションを改善していく必要がある。 - 大規模災害時の参集と地域との更なるコミュニケーション強化を図るため、2市2町消防署に地域事情に精通した広域前の当該市町職員の配置数を増やしていく必要がある。		
取組内容	- 静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の創刊【消防総務課】 - 局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理を行う。【消防総務課】 - 各小隊や係単位で、「職場内ミーティング（KYT）」を定期的実施する。【安全対策課】 - 心理的安全性(災害活動や係事務を遂行する上で不安を感じることなく、疑問点や意見等を安心して発言できる状態の風土構築に向け、研修等を通じて職員に浸透させていく。【安全対策課】 - 広域3消防署に広域前の当該市町職員が50%以上の割合となるように配置する。また、地域採用について検討する。【消防総務課】		
効 果			
懸念事項			
参 考 (他都市等)			

2 事業内容		4年度		5年度		6年度		7年度	
事業計画			静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の創刊 広域3消防署に広域前の当該市町職員が最大の割合となるように配置		カワセミタイムスの継続 各会議体の整理 職場内ミーティングの定期的な実施 広域3消防署に広域前の当該市町職員が50%以上の割合となるように配置。また、地域採用について検討				
総事業費	0千円		事業期間			広域調整	要・否		
総合計画 掲載要否	要・否		特定財源						
要調整事項									
例規整備 の要否	要・否		例規名						
施策整備 予定年月	令和 年 月		施策整備 年月	令和 年 月					
担当課	消防総務課		関係課	安全対策課					

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-6
施 策	人材育成ビジョンの見直し		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	・H25.3月に、「静岡市消防局人材育成ビジョン」を策定した。 ・H31.4月に、内容の一部見直し、改訂した。		
本事業に伴う問題点	組織における人材育成の方向性を示すものであり職員への周知が不十分		
課 題 必要性	既存の人材育成ビジョンについて、策定後の局内状況（安全文化の醸成、定年引上げ等）、社会情勢の変化を踏まえ、内容の見直しを行う必要がある。 令和5年度に人材育成ビジョンの改訂作業（素案作成） 【改訂のポイント】 ①安全文化を醸成する組織風土の構築 ②定年延長に伴う高齢期職員の活躍推進 ③職員研修体制の再構築（リモート、受講平準化、幹部育成等） ④キャリアプランの策定（別シートを作成） 令和6年度前半の発行を目途に現在改訂作業を行っている。 7月中に改訂作業を終え、8月にキャリアプランと併せて職員説明を行う。		
取組内容			
効 果	・人材育成の方向性が明確になり、計画的な人材育成に繋げることが可能となる。 ・人材育成における職員の役割が明確になる。		
懸念事項	人材育成ビジョンは、組織における人材育成のガイドライン的な位置付けであるため、その下に紐づくキャリアプラン（将来のありたい姿とそれに至る道筋）、研修計画（将来のありたい姿に必要な知識と技術）と併せて職員に周知する必要がある。		
参 考 (他都市等)	他都市においては、「人材育成ビジョン」、「人材育成基本方針」と主に二通りの名称で策定されており、一定期間を経て改訂作業が行われている。		

2 事業内容		4年度		5年度		6年度		7年度	
事業計画		見直しの検討・各消防署からの意見聴取		改訂した人材育成ビジョンの周知					
総事業費	0千円	事業期間			広域調整	要 ・ 否			
総合計画 登載要否	要 ・ 否		特定財源						
要調整事項									
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名						
施策整備 予定年月	令和 年 月		施策整備 年月		令和 年 月				
担当課	消防総務課		関係課						

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-7
施 策	研修の見直し（将来像を見据えた体系的な研修制度の構築）		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急・段階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	1 各所属が独自に研修を企画している。また、市長部局が企画する研修（階層別・選択）もある。 2 OFF-JT（職場外研修）のうち集合型の研修が大半である。 3 所属毎の参加者枠が設けられている。 4 派遣研修（消防庁消防大学校、静岡県消防学校等）の場合、具体的選考基準が示されていない。		
本事案に伴う問題点	1 市長部局が企画する研修を含め、複数の研修が同時期に重複している場合があり、スケジュール調整が困難 2 交替制勤務者は、当直体制確保の観点から集合研修や派遣研修などの職場外研修の受講が困難 3 参加者枠が設けられていることで、研修の機会に偏りが見られる。（受講できない。） 4 派遣研修は、学校から入校要件は示されているが、そこから消防局の選考要件を加味したうえで人選が行われているため、職員には選考が不透明に感じられている。		
課 題 必要性	・職員が「必要としている」、「受講したい」研修が受講出来ない現状を見直しする必要がある。 ・幹部職員の資質向上を目的とした研修を実施する必要がある。 ・警備体制や受講者の負担軽減について検討していく必要がある。		
取組内容	①令和5年度に各課が実施を希望する研修の取りまとめを実施 ②令和6年7月中に研修分類（必須、専門、階層別、選択）と受講形態（集合、リモート、eラーニング）の整理 ③市長部局と同様に全ての研修を8つの目指す人材像にリンクさせ、研修効果を見える化 ④研修後にLOGOフォームで各研修を評価する仕組み、職員が希望する研修の意見聴取する仕組みを検討 ⑤エスナビによる動画研修、m-navi動画配信管理システムの活用について、DX推進課に依頼 ⑥研修フォローシステムとしてデータ（研修の様子を撮影した動画を含む。）を共有フォルダ内に収録して ⑦ライブラリー化するナレッジバンクシステムの構築を検討 ⑧消防大学校への派遣研修は、選考基準（消大要件と局要件）をキャリアプランに記載するか検討 ⑨上記②、③を整理し研修計画の策定（8月中に素案作成予定）		
効 果	・研修計画の策定により、年間を通じた研修スケジュールが明確になり、職員が計画的に受講できる。 ・集合研修に変わる受講形態により、交替制勤務者の時間、場所の制約なく受講可能となる。		
懸念事項	・研修計画を策定することで、全ての研修を人材育成係でとりまとめることになるが、業務量が膨大になるため専門的な人員が必要。エスナビによる動画研修、m-navi動画配信管理システムの活用により、各課は研修動画作成に係る負担が増加する。		
参 考 (他都市等)	未確認 人材育成ビジョン等は、多くの消防本部で策定されているが、詳細な研修スケジュールを記載した研修計画は、WEB上には出てこない。		

2 事業内容				
事業計画	4年度	5年度	6年度	7年度
		研修見直しの検討・各消防署からの意見聴取	見直した研修計画の周知	
総事業費	0千円	事業期間	広域調整	要・否
総合計画 記載要否	要・否	特定財源		
要調整事項				
例規整備 の要否	要・否	例規名		
施策整備 予定年月	令和 年 月	施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	消防総務課	関係課		

組織風土改善策個票

1 施策内容			No.	6-8
施 策	キャリアプランの提示			
事 業	ソフト ・ ハード	対 応	緊 急	段 階
種 別	組織体制 ・ 人材育成 ・ 装備 ・ 法令例規 ・ 訓練	目 的	意識の向上 ・ 知識の習得 ・ 技術の強化	
現 状	・ スペシャリストを目指すうえで、どのようなステップが必要なのか、キャリアプランを描き辛い。 ・ 他所属（部隊）職員との意見交換する場が設けられておらず、具体的業務内容が分かり辛く、キャリアプランを立てる上での情報が少ない。			
本事案に伴う 問題点	・ 職員のキャリア形成が困難 ・ 各課の業務内容が知る機会がない			
課 題 必要性	昇任昇格や、各職員が目指す業務に従事するために、今後どのような経験を積み、どのようなスキルを身に着ければよいのかといった道筋となるキャリアプランを作成する必要がある。			
取組内容	①令和5年12月にキャリアプラン(案)を作成し、消防署の意見聴取を実施済み。 ②令和6年7月末に人材育成ビジョンと併せて策定予定 ③令和6年8月に職員説明予定（人材育成ビジョンと併せる。） ④現在改訂作業中の「人材育成ビジョン」の中に「キャリアプランの策定」を記載済 ⑤策定後は、「業務体験又は体験型研修」など、研修の機会を通じて、周知する場を設ける。			
効 果	・ 職員がキャリア形成を行う上で、進むべき道筋が明らかになる。 ・ 職員のやりがいに繋がりモチベーション向上が期待される。			
懸念事項	・ 育児休業が明けた女性職員、定年引上げの高齢期職員のキャリアプランについても、今後記載する必要がある。			
参 考 (他都市等)	未確認			

2 事業内容

	4年度	5年度	6年度	7年度
事業計画			キャリアプランの提示	
総事業費	0千円	事業期間	広域調整	要 ・ 否
総合計画 登載要否	要 ・ 否	特定財源		
要調整事項				
例規整備 の要否	要 ・ 否	例規名		
施策整備 予定年月	令和 年 月	施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	消防総務課	関係課		

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-9
施 策	女性活躍の推進		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急・段階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	・次長等による職員ヒアリングにおいて、具体的な女性活躍を求める意見があった。 ・女性吏員から、更なる職域の拡大を望む意見がある。 ・R8年度当初までに、全職員に占める女性吏員の割合を5%（52人）まで高める目標を掲げている。（R6.4.1現在4.1%（43人））		
本事案に伴う問題点	1 組織としての女性活躍の位置付けが曖昧 2 将来のビジョンが描きにくい。 3 各出張所には、女性消防吏員が当直できない職場が存在する。 ※女性専用施設未整備は1分署、19出張所 ※出張所（分署含む）の83%が当直不可 4 心理的安全性が確保されていない。 5 ライフイベントによる働きづらさを感じている女性消防吏員がいる。 6 女性消防吏員全てから本音を聞き取った訳ではないため潜在的な課題が存在する可能性あり。 7 女性消防吏員は採用しているものの離職率が高いため結果的に女性消防吏員の割合が低い。 ※R4、R5の普通退職者16人のうち女性が4人（25%）男女構成割合を考えると非常に高い。		
課 題 必要性	・女性吏員がより働きやすい、心理的安全性のある職場環境（ハード・ソフト両面）の整備を進めていく。 ・職域の拡大、管理職への登用を行い、ロールモデルとなる職員を育成する。		
取組内容	1 具体的な目標設定を行うことを検討 （雇用率5%、平均勤続年数、管理職登用者数、職位ごとの登用者数、離職率等） 2 女性消防吏員が将来のビジョンを描きやすくするために以下5点を検討する。 ・キャリアプランの提示 ・職域の更なる拡大として国、県、市長部局等への派遣、人事交流を検討 ・管理職、係長、小隊長への積極的登用 ・各種プロジェクトへの参画（指令システム構築、広域化協議、庁舎移転等） ・ロールモデルとなる職員の育成のため、市長部局や他政令市消防本部の女性管理職の話を聞く場を設ける。（市長部局であれば女性管理職の業務疑似体験等） 3 女性用施設の整備をさらに推進していく。 4 男女問わず心理的安全性が確保された職場が理想であるため、人事課主催の研修に頼ることなく消防局独自で職員の意識改革のための研修を行う。 5 ライフイベントによる職員の環境変化に柔軟に対応する組織であることを示す。 ・ワークライフバランスの一層の充実（日勤救急隊の増隊等） ・出産、育児休暇等からの職場復帰への支援（支援プログラムの策定、周知、一時的な日勤配置等） 6 女性消防吏員からの意見聴取（プロジェクトチームによる意見聴取、座談会等の開催等）		
効 果	女性活躍PTの創設は、職員自身が主体的に課題解決に向けた検討・議論する場となり、このプロセスを通じて、現場の実情や職員の声を反映させた具体的で実効性のある解決策が導き出される。		
懸念事項	この事業の目的は、女性消防吏員が長期間にわたって生き生きと働き続けられる環境整備であり、全国共通目標の女性消防吏員比率5%の達成を全面に掲げると女性消防吏員に不信感を持たれる恐れがある。		
参 考 (他都市等)	未確認		

2 事業内容			
事業計画	4年度	5年度	6年度 女性活躍PTの設置及び諸課題の検討等
	7年度 諸課題の検討等		
総事業費	0千円	事業期間	広域調整
総合計画 記載要否	要・否	特定財源	
要調整事項			
例規整備 の要否	要・否	例規名	
施策整備 予定年月	令和 年 月	施策整備 年月	令和 年 月
担当課	消防総務課	関係課	

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-10
施 策	定年引上げに伴う高齢期職員の雇用		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	- 令和5年度から、段階的定年引上げが実施され、併せて役職定年制度がスタートした。 - 消防次長等による職員ヒアリングにおいて、定年引上げに伴う高齢期職員（60歳以上職員）の雇用（勤務形態）が不透明であることから、不安視する意見があった。		
本事案に伴う問題点	- 高齢期職員の雇用について、具体的方向性等が示されていない。 - 職員の高齢化に伴い、消防力を低下させない対策が求められる。 - 知識、経験が豊富な高齢期職員の配置ポストを検討する必要がある。 - 高齢期職員は、健康面、体力面で不安を感じている者が多い。		
課 題 必要性	- 高齢期職員の雇用について、局としての方針を明確にする必要がある。 61歳以降も安定した体力を維持することで、消防吏員としての最高の能力を発揮出来るようにするとともに、訓練、現場での傷害予防・公務災害の防止を図っていく必要がある。		
取組内容	- 定年延長制度に関する局方針の提示及び60歳を迎える職員に対する意向確認を行う。 - 上記方針に基づく、高齢期職員ポストの新設、現場要員確保のための増員要望を行う。 - 定年延長により災害対応職員の高齢化が進むことになるため、体力の低下を防ぎ、体力を維持を目的とする「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の策定 - 上記プログラムに基づき、高齢期職員の体力を把握するとともに、体力を維持管理できる環境を整える。		
効 果	- 消防力の確保 - 組織の体制維持		
懸念事項	高齢期職員ポストの新設、増員が認められない場合の組織体制の脆弱化		
参 考 (他都市等)	高齢期職員の増加に伴う現場要員確保のため、条例定数を増員している消防局（本部）がある。		

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		高齢期職員の雇用の検討 消防局職員体力維持向上プログラムの策定		高齢期職員雇用（案）の作成 60歳を迎える職員の面談実施 消防局職員体力維持向上プログラムの実施 高齢期職員ポストの新設、条例定数増員要望	60歳を迎える職員の面談実施 高齢期職員ポストの新設、条例定数増員要望
総事業費	0千円	事業期間		広域調整	要・否
総合計画 登載要否	要・否		特定財源		
要調整事項	総務局との協議：組織機構改正、職員増員要望による、ポスト、人員の確保				
例規整備 の要否	要・否		例規名		
施策整備 予定年月	令和14年3月		施策整備 年月	令和年 月	
担当課	消防部長		関係課	消防総務課	

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-11
施 策	資格取得に対する経費支援の拡充		
事 業	ソフト・ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制・人材育成・装備・法令例規・訓練	目 的	意識の向上・知識の習得・技術の強化
現 状	・業務上必要となる資格を職員が自費負担にて取得している。 ・小型移動式クレーン、玉掛け、小型船舶等全額公費負担しているものもあるが、大型運転免許等については、一部補助となり職員の負担が大きい。 ・他都市においては、大型運転免許等を全額公費負担しているところがある。 ・職員から、大型運転免許等の全額公費負担を求める意見がある。 ・広域運営協議会において、2市2町首長から大型運転免許等の「全額公費負担が妥当」との意見がある。		
本事案に伴う 問題点	・費用負担が大きいため、機関員講習受講を躊躇する職員がいる。 ・職務扱いで受講させる場合、当直体制確保が困難となる。		
課 題 必要性	現在、各職員が私費で取得している業務上必要な公的資格について、公費取得への切り替えや経費支援を拡充していく必要がある。		
取組内容	【大型免許等の取得は、令和6年度から全額公費負担として対応】 ①4月に対象となる職員の抽出と入校させる自動車学校の選定（中型17人、大型12人） ②5月に各職員の当日を確認、自動車学校と調整の上で教習計画作成 ③6月から入校、自動車学校と教習中の職員との連絡調整を実施 ④次年度の受講対象者の抽出		
効 果	公費負担による免許取得により、職員の金銭的負担が軽減された。また、B種機関講習の受講を躊躇していた職員については、公費負担で取得できることで挑戦意欲の高まりが期待される。		
懸念事項	大型免許の受講対象者を救助隊に限定したが、消防隊が運用する大型車両もあるため、来年度は対象者を消防隊まで拡充する必要がある。		
参 考 (他都市等)	京都市、神戸市、名古屋市、岡山市、広島市、北九州市 (予算規模は静岡市が最も多い ※神戸市約470万、京都市約200万)		

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度	6年度	7年度	
			大型免許等の取得を全額公費負担可		
総事業費	6,751千円	事業期間	4	広域調整	要・否
総合計画 記載要否	要・否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要・否		例規名		
施策整備 予定年月	令和 年 月		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	消防総務課		関係課		

組織風土改善策個票

1 施策内容		No.	6-12
施 策	公費購入する個人装備品の拡大		
事 業	ソフト ・ ハード	対 応	緊 急 ・ 段 階
種 別	組織体制 ・ 人材育成 ・ 装備 ・ 法令例規 ・ 訓練	目 的	意識の向上 ・ 知識の習得 ・ 技術の強化
現 状	・業務上必要となる個人装備品を職員が自費負担にて取得している。 ・他都市においては、公費購入しているところがあるが、全職員ではない。 ・職員から、個人装備について、公費購入を求める意見がある。 ・広域運営協議会において、3市2町首長から「個人装備品の公費購入が妥当」との意見がある。		
本事案に伴う 問題点	・現場の消防職員が具体的になんの個人装備品を求めているか明確でない。公費購入した場合に私費購入した個人装備品の使用を認めるか、認めないか等の問題が考えられる。		
課 題 必要性	現在、各職員が私費購入している業務で使用する個人装備品について、公費購入すべきか否かを精査・検討していく。		
取組内容	・現在、各職員が私費購入している業務で使用する個人装備品について、公費購入すべきか否かを精査・検討 ・広域協議会での意見を踏まえた、個人装備品の公費購入範囲についての検討 ・各政令市の状況を情報収集する。 ・警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。		
効 果	・安全に配慮した個人装備を配置することで、安全基準が統一化できる。		
懸念事項	・今まで、個人装備を個人で購入し、高性能な物を装備していた隊員が使用できなくなる。		
参 考 (他都市等)	・全国の政令市で個人装備品を公費にて購入している実績はない、ただ、車両に個人装備として配布している都市はある。		

2 事業内容					
事業計画	4年度	5年度		6年度	7年度
		購入について検討		購入について検討し、予算 要望	購入事務
総事業費	購入する装備品による	事業期間		広域調整	要 ・ 否
総合計画 記載要否	要 ・ 否		特定財源		
要調整事項					
例規整備 の要否	要 ・ 否		例規名		
施策整備 予定年月	令和7年度末まで		施策整備 年月	令和 年 月	
担当課	財産管理課		関係課	警防課、安全対策課、救急課、指令課、消防署	